

令和2年3月 第1回佐々町議会定例会 会議録 （6日目）

1. 招 集 年 月 日 令和2年3月3日（火曜日） 午前10時00分

2. 場 所 佐々町役場 3階 議場

3. 開 議 令和2年3月13日（金曜日） 午前10時00分

4. 出席議員（10名）

議席番号	氏 名	議席番号	氏 名	議席番号	氏 名
1	須 藤 敏 規 君	2	浜 野 亘 君	3	永 田 勝 美 君
4	長 谷 川 忠 君	5	阿 部 豊 君	6	永 安 文 男 君
7	橋 本 義 雄 君	8	平 田 康 範 君	9	淡 田 邦 夫 君
10	川 副 善 敬 君				

5. 欠席議員（なし）

6. 法第121条による説明のための出席者職氏名

職 名	氏 名	職 名	氏 名	職 名	氏 名
町 長	古 庄 剛 君	副 町 長	中 村 義 治 君	教 育 長	黒 川 雅 孝 君
総 務 理 事	迎 雄 一 朗 君	総 務 課 長	山 本 勝 憲 君	企画財政課長	藤 永 大 治 君
税 務 課 長	大 平 弘 明 君	住民福祉課長	今 道 晋 次 君	保険環境課長	安 達 伸 男 君
建 設 課 長	川 崎 順 二 君	産業経済課長	藤 永 尊 生 君	会 計 管 理 者	内 田 明 文 君
教 育 次 長	水 本 淳 一 君	農業委員会事務局長	金 子 剛 君	水道課長補佐	大 石 俊 一 君

7. 職務のための出席者職氏名

職 名	氏 名	職 名	氏 名
議会事務局長	松 本 孝 雄 君	議会事務局長補佐	松 本 典 子 君
議会事務局書記	濱 野 聡 君		

8. 本日の会議に付した案件

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 議案第24号 令和2年度 佐々町一般会計予算

日程第3 議案第25号 令和2年度 佐々町国民健康保険特別会計予算

日程第4 議案第26号 令和2年度 佐々町介護保険特別会計予算

9. 審議の経過

(10時00分 開議)

— 開議 —

議長（川副 善敬 君）

皆さん、おはようございます。

本日は、令和2年3月第1回佐々町議会定例会の本会議の6日目です。

本日の出席議員は全員出席です。

これから本日の会議を開きます。

— 日程第1 会議録署名議員の指名 —

議長（川副 善敬 君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則の規定によって、8番、平田康範君、9番、淡田邦夫君を指名します。

議員の皆さんに質疑についてお知らせをしておきます。

まず、歳出のほうから行いますが、歳出の39ページ議会費から66ページ監査委員費まで、次に66ページの民生費から96ページの労働費まで、次に96ページ農林水産業費から127ページ消防費まで、次に128ページ教育費から169ページの予備費まで、歳出について質疑を行います。

最後に、歳入歳出全般の総括質疑を行います。

以上、報告しましたとおり、それぞれ分けて質疑を行いたいと思います。

それでは、3月9日に引き続き、議案の上程を行います。

質疑、討論、採決の順で進めていきます。

— 日程第2 議案第24号 令和2年度 佐々町一般会計予算 —

議長（川副 善敬 君）

日程第2、議案第24号 令和2年度佐々町一般会計予算を議題とします。

1ページ、第1表歳入歳出予算から、9ページ、第3表地方債まで朗読説明、その後、主なものについて説明を求めます。

執行の説明を求めます。

企画財政課長。

企画財政課長（藤永 大治 君）

それでは、議案書1ページをお願いいたします。

第1表歳入歳出予算。歳入。

1 款町税、金額14億9,622万8,000円、1 項町民税、金額6億5,835万円、2 項固定資産税、金額6億8,103万3,000円、3 項軽自動車税、金額4,852万5,000円、4 項町たばこ税、金額1億832万円。

2 款地方譲与税、金額5,503万6,000円、1 項地方揮発油譲与税、金額1,300万円、2 項自動車重量譲与税、金額3,800万円、3 項森林環境譲与税、金額403万6,000円。

3 款利子割交付金、金額70万円、1 項利子割交付金、同額です。

4 款配当割交付金、金額200万円、1 項配当割交付金、同額です。

5 款株式等譲渡所得割交付金、金額100万円、1 項株式等譲渡所得割交付金、同額です。

6 款法人事業税交付金、金額1,900万円、1 項法人事業税交付金、同額です。

7 款地方消費税交付金、金額2億7,600万円、1 項地方消費税交付金、同額です。

8 款環境性能割交付金、金額307万5,000円、1 項環境性能割交付金、同額です。

9 款地方特例交付金、金額1,403万7,000円、1 項地方特例交付金、同額です。

10 款地方交付税、金額11億100万円、1 項地方交付税、同額です。

2 ページをお願いいたします。

11 款交通安全対策特別交付金、金額150万円、1 項交通安全対策特別交付金、同額です。

12 款分担金及び負担金、金額5,468万2,000円、1 項分担金、金額120万円、2 項負担金、金額5,348万2,000円。

13 款使用料及び手数料、金額2億78万5,000円、1 項使用料、金額1億5,854万9,000円、2 項手数料、金額4,223万6,000円。

14 款国庫支出金、金額10億4,481万6,000円、1 項国庫負担金、金額6億6,051万円、2 項国庫補助金、金額3億7,951万5,000円、3 項委託金、金額479万1,000円。

15 款県支出金、金額5億6,826万9,000円、1 項県負担金、金額3億5,162万1,000円、2 項県補助金、金額1億8,632万4,000円、3 項委託金、金額3,032万4,000円。

16 款財産収入、金額1,883万5,000円、1 項財産運用収入、金額1,561万円、2 項財産売払収入、金額322万5,000円。

17 款寄附金、金額2,006万円、1 項寄附金、同額です。

18 款繰入金、金額11億6,818万8,000円、1 項基金繰入金、同額です。

19 款繰越金、金額6,000万円、1 項繰越金、同額です。

3 ページをお願いいたします。

20 款諸収入、金額1億7,718万9,000円、1 項延滞金、加算金及び過料、金額125万円、2 項預金利子、金額2万4,000円、3 項貸付金元利収入、金額5,010万円、4 項雑入、金額1億2,581万5,000円。

21 款町債、金額3億6,360万円、1 項町債、同額です。

歳入合計、金額66億4,600万円。

4 ページをお願いいたします。

歳出。1 款議会費、金額8,094万2,000円、1 項議会費、同額です。

2 款総務費、金額7億4,917万7,000円、1 項総務管理費、金額4億9,078万9,000円、2 項徴税費、金額2億203万2,000円、3 項戸籍住民基本台帳費、金額4,618万7,000円、4 項選挙費、金額153万1,000円、5 項統計調査費、金額607万8,000円、6 項監査委員費、金額256万円。

3 款民生費、金額21億787万2,000円、1 項社会福祉費、金額7億9,755万6,000円、2 項児童福祉費、金額13億1,011万6,000円、3 項災害救助費、金額20万円。

4 款衛生費、金額7億2,824万4,000円、1 項保健衛生費、金額4億406万6,000円、2 項清掃費、金額3億1,754万5,000円、3 項診療所費、金額663万3,000円。

5 款労働費、金額43万8,000円、1 項労働諸費、同額です。

6 款農林水産業費、金額3億2,922万8,000円、1 項農業費、金額3億2,683万8,000円、2 項林業費、金額219万円、3 項水産業費、金額20万円。

7 款商工費、金額8,676万7,000円、1 項商工費、同額です。

5 ページをお願いいたします。

8 款土木費、金額8億5,061万4,000円、1 項土木管理費、金額9,034万7,000円、2 項道路橋梁費、金額1億498万5,000円、3 項河川費、金額3,703万1,000円、4 項港湾費、金額171万円、5 項都市計画費、金額4億2,422万7,000円、6 項住宅費、金額1億9,231万4,000円。

9 款消防費、金額2億4,831万7,000円、1 項消防費、同額です。

10款教育費、金額7億1,146万6,000円、1項教育総務費、金額8,227万8,000円、2項小学校費、金額1億6,390万9,000円、3項中学校費、金額1億1,243万8,000円、4項幼稚園費、金額1億2,560万8,000円、5項社会教育費、金額1億1,642万4,000円、6項保健体育費、金額1億1,080万9,000円。

11款災害復旧費、金額348万2,000円、1項農林水産施設災害復旧費、金額38万2,000円、2項公共土木施設災害復旧費、金額310万円。

12款公債費、金額5億1,999万6,000円、1項公債費、同額です。

13款諸支出金、金額2億487万5,000円、1項基金費、同額です。

6ページをお願いいたします。

14款予備費、金額2,458万2,000円、1項予備費、同額です。

歳出合計66億4,600万円。

7ページをお願いいたします。

第2表債務負担行為。

事項、公用車リース料（令和2年度導入）（総務課）、期間、令和3年度から令和9年度まで、限度額600万円。

事項、AEDリース料（総務課）、期間、令和3年度から令和9年度まで、限度額140万円。

事項、総合行政システムサーバー関係機器リース料（令和2年度導入）、令和3年度から令和7年度まで、限度額2,130万円。

事項、総合行政システムクライアント機器等リース料（令和2年度導入）、期間、令和3年度から令和7年度まで、限度額960万円。

事項、中間サーバー接続環境機器等リース料（令和2年度導入）、期間、令和3年度から令和7年度まで、限度額420万円。

事項、住民基本台帳ネットワークシステム機器リース料（令和2年度導入）、期間、令和3年度から令和7年度まで、限度額76万3,000円。

事項、高速カラー印刷機リース料（第2保育所）、期間、令和3年度から令和7年度まで、限度額82万5,000円。

事項、AEDリース料（産業経済課）、期間、令和3年度から令和9年度まで、限度額70万円。

事項、都市計画マスタープラン・立地適正化計画策定支援業務委託料、期間、令和3年度、限度額1,600万円。

事項、口石団地白蟻防除点検業務委託料、期間、令和3年度から令和7年度まで、限度額200万円。

事項、小・中学校電子黒板リース料、期間、令和3年度から令和8年度まで、限度額5,410万円。

事項、AEDリース料（教育委員会）、期間、令和3年度から令和9年度まで、限度額410万円。

事項、AEDリース料（小中学校）、期間、令和3年度から令和9年度まで、限度額340万円。

8ページをお願いいたします。

第3表地方債。

起債の目的、臨時財政対策債、限度額1億4,850万円。起債の方法、普通貸借又は証券発行、利率年2.0%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）。償還の方法、政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合には、その債権者と協議する。ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借り換えすることができる。

起債の目的、（一般補助施設整備等事業債）農業水路等長寿命化・防災減災事業、限度額2,430万円。

起債の目的、(緊急自然災害防止対策事業債) 自然災害防止事業(地すべり防止)、限度額300万円。

(防災・減災・国土強靱化緊急対策事業債) 農村地域防災減災事業(ため池整備)、限度額840万円。

起債の目的、(公共事業等債) 橋梁長寿命化対策事業、限度額680万円。

起債の目的、(公共施設等適正管理推進事業債) 長寿命化事業(道路舗装補修)、限度額1,080万円。

起債の目的、(緊急自然災害防止対策事業債) 自然災害防止事業(河川事業)、限度額2,300万円。

起債の目的、(公共事業等債) 公園施設長寿命化対策事業、限度額1,570万円。

起債の目的、(公営住宅建設事業債) 公営住宅改修事業、限度額7,620万円。

9ページをお願いいたします。

起債の目的、(緊急防災・減災事業債) 消防詰所建替事業、限度額1,140万円。

起債の目的、(学校教育施設等整備事業債) 小学校校内LAN配線改修事業、限度額120万円。

起債の目的、(学校教育施設等整備事業債) 中学校校内LAN配線改修事業、限度額60万円。

起債の目的、(緊急防災・減災事業債) 町民体育館天井等改修事業、限度額3,370万円。

以上でございます。よろしくをお願いいたします。

議長(川副 善敬 君)

これから質疑を行います。まず、歳出の39ページ議会費から66ページの監査委員費までの質疑を行います。質疑のある方はどうぞ。

はい、5番。

5 番(阿部 豊 君)

質問は、45ページから46ページで、質疑をさせていただきます。

まず、今回の勉強会で確認をさせていただいた件としまして、スタートは私の一般質問でも行いました、平成26年4月8日衆議院の総務委員会で、佐々町という非正規率が6割を超える事業者、自治体ということで、注目をされたということで、そういった経緯があって、今般、会計年度任用職員という制度が創設されたと思います。

その流れの中で、様々な公務の分野等々において、修正がなされていくという過程の中において、今回、45ページ委託料、町内会事務連絡業務委託料ということで、伺いますに、自治会のほうへお願いしている業務について、業務を委託をすると。それも、個人との業務委託契約ということになるというふうに伺っております。

果たして、私人との業務委託契約がなり得るのかという点に際して、様々な所見を拝見しましたけれども、いわゆる偽装請負と判断されるというような所見も散見されます。業務委託でございますので、消費税の課税取引というようなことで、消費税も付与して行い、直接命令系統に置けない立場に置かれると。そして、その業務の責任者は、その契約相手方が責任を持ち、その管理下にあられる労働者において、労働契約等々において、その業務を遂行されるというような通常の業務委託であれば、そういった流れになるということで、それはあまりにも芳しくないというような判断をされた自治体においては、自治会への補助金ないし有償ボランティア報酬というような制度設計をされている自治体もあります。あえて、業務委託にするとこの本町の手法はおかしいのではないかという、私は見解を持っていますので、その点についての答弁をお願いしたい。

また、今回令和2年度から、役場庁舎夜間・休日等警備業務委託料ということでくんであります。これは、伺いますに、地方自治法施行令第167条の2第1項第3号にかかわる随意契約に

よるもので行いたい旨の説明も受けておりますが、相手方となられる想定された回答では、その随意契約の相手方となり得ない方との人格との随意契約という説明を受けましたが、これはコンプライアンスに反する行政執行につながるというふうな認識を持っております。

今回、この分が大きかったんで、その随意契約というものが、これまで本町において行われた部分においても、その相手方となり得ない人格との随意契約が散見されたという部分もありますので、全体において、一応、今回45ページで説明を受けておりますけれども、この役場庁舎夜間・休日等警備業務委託料についての御回答を、私が疑義を感じておりますのは、今質疑の中で申し上げましたので、その点についての御答弁をお願いしたい。

また、人材不足ということで、定員等の管理、職場の労働環境等々についても一般質問させていただきましたが、46ページ、派遣職員という部分があります。人材交流としての予算が今回減額され、長崎県の派遣職員住宅賃借料ということで、県に対して、県から派遣を受けて、人材交流で現在まで受けておりましたけれども、新年度については人材交流はないと。ただ、うちの派遣については現状を維持するというのは、町長の、私の一般質問の中で、庁舎内の定数職員が不足していると私は指摘したんですけれども、町長の発言とはちょっと現行不一致する部分があるのではないかとという部分が私は感じましたので、その点についても御確認をしたい。

議 長（川副 善敬 君）
総務課長。

総務課長（山本 勝憲 君）

まず、1番目の町内会長への個人への委託についてということでございますが、会計年度任用職員制度の移行に伴いまして、特別職の厳格化がされたというのは、これまで度々御説明してきたところでございます。

ということで、会計年度任用職員のパートタイムにつきましては報酬で支払うということで、それ以外は報酬で支払うことはできないという形で整理させていただいたということで、そこも説明させていただいております。

会計年度任用職員の制度化に当たりまして、まず国のほうが示された移行の手引きというのがございまして、その中でも地方公共団体と地区住民の連絡調整を行う区長など、勤務時間の把握が困難である職について、引き続き特別職非常勤職員として任用することが可能かというような御質問があつてまして、いわゆる今までうちはこういうような特別職非常勤職員ということで任用していたというような形で、報酬でお支払いをしていたということでございますけど、それについては文書の回覧配布などといった業務について委託することも考えられると。

議 長（川副 善敬 君）
5番。

5 番（阿部 豊 君）

議長、私は業務委託が偽装請負になるのではないかとという疑問をしますので、その答弁を求めたいんですけれども。

議 長（川副 善敬 君）
総務課長。

総務課長（山本 勝憲 君）

わかりました。すみません。前段からずっと御説明をさせていただいていますので、申し訳ありません。ということで、偽装請負の問題ということで、通常の偽装請負というのが、事業主が業務を行う場合、従業員を雇用し、その中で雇用計画書に基づき、給与とか社会保険料とか労働保険を法的に義務を負うという形が通常の雇用契約という形になりますけど、金銭的な負担を削減する方向として、実は雇用してるけど、その部分で偽装請負という、業務委託契約をして、その分の負担を浮かすというような部分が偽装請負という形になりまして、今回の町内会長は個人的に業務委託契約を行いますが、これまでも特別職非常勤として雇用をしてはなくて、いわゆる保険料とか、社会保険料等は負担してなかったということは御存じだと思いますので、今回報酬のみの支払いを行ってたということで、このため個人委託とはなりますから、報酬から委託の支払いになることで、偽装請負というような考えは成り立たないのではないかと考えております。

例えばですね、町の電話交換とか行う業務の部分を委託という形で出せば、そこは偽装請負等になるかなという形で考えておりますけど、もともと報酬しか支払ってなかったと、社会保険料とか雇用保険とかなかったという部分で、報酬で支払わないところで委託ということで、今回整理させていただいたということでございます。

それにつきましては、税務署のほうにも御相談させていただいてですね、源泉徴収は町のほうでということで、いったんですね、町内会という組織で、任意組織で委託という部分も考えたんですけど、町内会にしますと、その分、町内会長のほうから源泉徴収票とか、収入が大きくなる場合は収益事業という部分が発生するということで、いろいろな御負担を町内会におかけすることになるのかなということで、今回、個人委託ということで整理をさせていただいたという経過がございます。

2点目の、シルバー人材センターへの委託という部分でございます。こちらにつきましてはですね、言われたのは随意契約の167の2の第1項の第3号、ここをちょっと条文を確認いたしますと、簡単に言いますと、各種障害者やシルバー人材センター及び母子福祉団体により、役務の提供を受けるときってということで、簡単に言えばそういう部分でシルバー人材センターという記載がありますので、この中で対応してるというような御説明をさせていただいておりましたが、よくよく条文を調べますと、本町のシルバー人材センターというのが、このシルバー、国が定めるシルバー人材センターにはなっていないと。ただ、その後の条文にですね、自治体の、すいません、時間を取らせまして。もしくは、これらに準ずるものとして総務省令で定めるところにより、普通地方公共団体の長の認定を受けた者の中からという条文がございます。これは、いわゆる今までの、その前の国が指定を受けるシルバー人材センターというのは、やっぱり法人格という部分が必要になるということで、それだけの部分がないと、そろわないと非常に厳しいというものがございまして、その部分が以前追記されております。じゃあ、その、本町のシルバー人材センターが、普通地方公共団体の規則で定める手順により認定を受けたものとなるかどうかという部分でございますけど、これにつきましては、今のところ認定の手続はされておられませんので、こちらにつきましては早急にですね、手続をしていただいて、制度にのるような形で進めさせていただきたいということで考えております。

今までの経過というものがございまして、シルバー人材センター、御存じだと思いますけど、高齢者の雇用機会の促進ということを目的として行っておりますので、その中の部分については、このような形で整理させていただきたいということで考えております。

あと、職員派遣の問題でございますが、そちら、町長のほうから。

以上でございます。

議長（川副 善敬 君）
町長。

町長（古庄 剛 君）

職員の派遣とお話で、話が異なっているということでお話がありました。これは、私のほうも、県のほう、うちが1名県のほうに研修をさせていただいて、まず1名をですね、こちらに来ていただくということで、これは私もお願いしましたが、ことはなかなか叶わなかったと。ただし、私どもは自分たちの職員についてはですね、やはり行財政というのを十分若い職員たちにですね、若い職員さんに研修をさせていただいて、やはりこれは自分たちのスキルアップっていいですか、職員のスキルアップを図るということで、今回また新しい方をですね、県のほうに研修にやるということで、今のところ考えているところです。ただ、向こうからの研修、向こうから今、迎理事が来ていらっしゃるんですけど、そういうことがちょっとできないということでお話がありましたので、大変残念ですけど、ただ町としましては、やはり職員のスキルアップを図るためにはですね、やはり研修をさせて、やはりモチベーションを上げてもらうというか、そういうことをやっていただきたいと思いますので、よろしくお願い申し上げます。

議長（川副 善敬 君）
5番。

5 番（阿部 豊 君）

1点目、業務委託で予算化をして、委託業務であるという予算化ですね。支払い報告については給料ということで源泉を出されると。まさに偽装請負じゃないですか、総務課長の説明では。委託業務ですよ。聞こえはいいですけど、責任回避していると思います。執行側が。

よその自治体は、そういった運用状況も鑑みながら、有償ボランティア、保険を掛けて報酬という体制をとられた自治体もあれば、また自治会の中の配布物等々の実態はですよ、会長のみならずその班の班長さん方々の御協力により賄われているということもあり、自治会の保険で賄うという考えで自治会が、その事故の補償等も考えて自治会が賄うんで、自治会に対する補助金として交付をし、その中で整理されていると。町は会長のみを考え、またその方々の保険を掛ける。では、実働部隊の方々の保険はどうなるんですか。それはもう業務委託で出しているから、執行側は知らないという見解であれば、実に不親切な制度設計じゃないでしょうか。

冒頭申し上げました、委託料で払って給料の源泉を切るって、まさに偽装請負じゃないですか。給料なら報酬、給料、賃金、そういった節項目で支払うべきじゃないですか。

2点目。結局、地方自治法施行令167条の2第1項第3号にかかわる随意契約の相手方になれない人格と、これまでコンプライアンスに反する随意契約を行ってたということを認められたということですね。

また、別項目がありますよということを答弁されましたけど、これはですよ、平成23年12月26日に地方自治法が施行令が改められましたよね。そして、随意契約できる相手方の範ちゅうが広げられたとおっしゃるとおりですよ。

これがですね、地方自治体の長や職員等の関係で不正な云々がという部分と、随意契約は必ずしもですよ、競争を得ないものなんです。競争を得ない随意契約です。地方公共団体の長の恣意的な運用を防ぐため、認定に際しては、あらかじめ認定に必要な基準を定め、これを公表しなければならないとなってますよね。公表も何もされてません。また、基準を定めるとき及び当該基準に基づき認定するときは、あらかじめ2名以上の学識経験を有する者の意見を聞

かなければならない、これもなされておられません。透明性及び公平性を確保するための手続を得ることを総務省令に定めるとされてますが、こういった手続は何らされてませんし、すると答弁も、勉強会での確認もされておられません。だから質疑をしてるんですよ。

ましてや、おっしゃられた役場庁舎夜間・休日等警備業務委託料。警備は受けられませんよね、警備と清掃は。管理下に置けない業務委託であり、勉強会で確認させていただいたことは、コンプライアンスに反するという事を申し上げているのに、そのままの修正をなされず、議案を提案されるということに疑義を感じておりまして、質問しておりますので、私のほうが間違っているのであれば、その旨の答弁をお願いしたいと思います。

議長（川副 善敬 君）
総務課長。

総務課長（山本 勝憲 君）

まず、町内会の問題でございますが、こちらにつきましては個人との業務委託契約になるが、支払いはこれまでの報酬と何ら変わらないということで、個人の給与扱いとすることで町内会長に何ら負担を変更することなく、現場が混乱せずに移行できるということで、そういう形で整理させていただいて、提案させていただいているものでございます。

実働部隊、いわゆる町内会長が配布物を受け取られて、それをまた班ごとに仕分けされて、班長さんが配られてるというような実働があるというのは、当然こちらも把握しておりますし、今までもそういうような形で取り扱われてると思います。それにつきましては、もし事務等があつておれば、それはいわゆる自治会保険、町が掛けております、そういうような形で対応をできたのではないかと考えておりますので、その部分は何ら変わらないのかなと考えております。

ただ、議員おっしゃるとおり検討が足りなかったというのは真摯に受け止めながらですね、今後、他の自治体の対応を見ながらですね、把握しながら進めていきたいと思っておりますが、他の自治体で、たしか4自治体ほどは同じような形で整理をされたということを聞いております。

2点目のですね、先ほど言われたとおりの手続が必要ということで、すいません、勉強会の際の勉強不足で、その部分を承知していなかったという形なんですけど、私が以前言ったというお話もありましたけど、それは私がちょっと忘れておりまして、そういうことがあったなと考えておりますけど、それにつきましては、今年度中に整理をさせていただいて、適正な執行ができるようにしたいと考えております。

それと、すいません、確かに、警備はシルバー人材センターできないではないかということで、うちの説明書の中に、庁舎の夜間・休日等警備業務委託ということで、名称を書かせていただいておりますが、実際は施設の管理というような部分で、ちょっと名称の取扱いが非常に、ここは仕事の内容と違ったのかなということで、確かに実際やっていただくのは、警備自体はですね、本庁は機械警備ということで行っておりまして、何ら異常があつた場合は、ガードマンが駆けつけるというような体制で、機械警備で行っておりますので、庁舎の施設の夜間とか土日の施設の管理、いわゆる留守番電話の応対とかいう部分をお願いしようということで、今までどおりのことで考えているところでございます。よろしくお願いします。

議長（川副 善敬 君）
5番。

5 番（阿部 豊 君）

き弁ですよ。わい曲されています、説明が。予算の説明って、警備ではありませんって、警備業務委託料って書いてあるじゃないですか。書いてあることで我々は判断せざるを得ませんよ。警備業務委託料って書いてある。警備ではありませんって。じゃあ、我々は何を信じて審査審議すればいいんですか。説明のとおりじゃないですか、予算書に書いてあるんで、この予算書は何ですか、じゃあ。法令に反することを行うという判断をせざるを得ないじゃないですか、ここに書いてある。議案ですよ。

ましてや、最初の件に戻ります。町内会事務連絡業務委託料。過度の責任をですよ、与えてしまうような状況になるんじゃないかということを危惧してるんですよ。そういったことを考えて、職員数が十分にあられる自治体はですよ、私人との契約はあり得ないということで、すべてなくなったという自治体があると伺っております。見解上ですね。与える業務をお願いする側を守るためにも、そこは実行して制度設計をしないことには、無責任な業務委託になるというふうに感じざるを得ません。

2点目の警備業務委託については、このままでは執行できないんじゃないですか。新年度予算ですよ。4月からもう始まるわけですよ。コンプライアンスに反する上程であり、今の答弁では到底間に合う執行が行えないという判断をせざるを得ないんですよ。私は今の答弁ではコンプライアンスに反する状況があり、執行できないというふうに判断せざるを得ません。

3点目。派遣職員の関係ですね。定数不足だと、足りないということは重々一般質問で、私、町長とも議論させていただきましたけれども、今度は県からの人材交流はいただけなかったと。なぜいただけなかったんでしょうかね。県も職員不足ということで、市町村に対して派遣しきれないという状況なのか、今回できなかったということは町長答弁ありましたが、なぜ派遣していただけなかったという、その理由についての答弁がいただけておりませんので、その点をお聞かせいただければ。

議 長（川副 善敬 君）

町長。

町 長（古庄 剛 君）

これは、私が町村課長とお話をしたなかで、今、県のほうで人事派遣というのはなかなか厳しいと。やはり人材的に、研修はこっちのほうでできますけど、派遣するということが難しいということで言われたということでございまして、多分人員不足なのかどうかというのは、中身は私はわかりません。そういうことでお断りをされましたので、そういうことですかということでやらなきゃならないということで、私どもはそう考えて、今回は派遣していただけなかったと思っておりますので、よろしくお願いします。

議 長（川副 善敬 君）

総務課長。

総務課長（山本 勝憲 君）

町内会長の問題でございしますが、国のQアンドAにも委託ということがありましたので、その形で今回整理させていただきまして、補償の問題とか、後退しているのではないかと御質問でございしますが、こちらとしましては何かあったときの補償につきましても、町村会の保険で制度設計しながら整理をさせていただいたという部分がございしますので、こちらについては今までどおり、ただ支払いが報酬から委託に変わったという認識でおりますので、ここはどのような形で御理解いただきたいと思っております。

法的にかなうように努力したいということで、今年度中に、いわゆる3月31日までにこちらの分については整理をかけさせていただきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

議 長（川副 善敬 君）
町長。

町 長（古庄 剛 君）

阿部議員がおっしゃったように、役場庁舎の夜間・休日等の警備業務委託料ということで予算を上げているわけでございます。これはやはり警備法に基づく警備ということではないわけでございますので、こういう上げ方というのは大変いけないんじゃないかと、我々も今起こったことございまして、私もそういうことで思っています。

ただ、この警備についてはですね、私どもも、別に、今、総務課長が申しましたように、警備会社に委託しているわけで、警備については委託しているわけございまして、やはり日直とか、普通ですね、あくまでもこれは夜間における日直の管理業務ということで、今、電話の取次ぎとかいろんなお知らせ、職員に対しお知らせするとか、夜間業務で何かあった場合ですね、そういう体制を今とっているということでございます。しかしながら、全体的にどうするのかというのは、やはりこれについて、今、阿部議員から御指摘がありましたので、それについては十分協議をさせていただき、検討をしなければならないということで思っておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

議 長（川副 善敬 君）
阿部議員。

5 番（阿部 豊 君）
議長、4問目。

議 長（川副 善敬 君）
4問目許可します。
阿部議員。

5 番（阿部 豊 君）

業務委託料、町内会事務連絡業務委託料については、業務委託ですから消費税の課税取引ということで付与されるという認識でいいのか、再確認をさせていただきます。納得はしていないんですよ。それを確認させていただきたい、業務委託ですから。ちょっと、確認を忘れましたんで。

もう一点、役場庁舎等の分について随意契約をなされるということで説明だったんですけど、それはそのまんま行かれるというような認識でよろしいんですか。それ再度確認をしておきたい。

あと、県の派遣、人事交流ということで行われていたわけですけども、県はもう人事派遣はどの市町村にも行っていないという認識でよろしいですかね。町長がおっしゃられたのは。

議 長（川副 善敬 君）
町長。

町 長（古庄 剛 君）

今回は、佐々町には派遣できないということでお話があったということで、よそのどこの町村でもそういうやってないということは、私はわかりません。ただ、今回は佐々町のほうには、ちょっと派遣できないということでお話があったということでございますので、よろしくお願い申し上げます。

議 長（川副 善敬 君）

総務課長。

総務課長（山本 勝憲 君）

まず、業務委託の消費税のことでございますけど、消費税も見込んだ中で予算を計上させていただいております。随意契約につきましては、するのcaというのca、法令にのった形で今後進めさせていただきたいということでございます。よろしくお願いいたします。

議 長（川副 善敬 君）

阿部議員。

5 番（阿部 豊 君）

するのca、しないのca。随意契約をするのca、しないのcaって聞いたんですよ。

議 長（川副 善敬 君）

総務課長。

総務課長（山本 勝憲 君）

すいません、そこも含めて、法令にのった形で実施できるような形で進めさせていただきたいと思っております。

議 長（川副 善敬 君）

しばらく休憩します。

（10時51分 休憩）

（10時55分 再開）

議 長（川副 善敬 君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

町長。

町 長（古庄 剛 君）

今の阿部議員から御指摘いただきました件につきましては、やはり我々も重く受けとめなければならないと思っておりますので、やはり執行部の中で早急にですね、執行につきましては、早急にやはり是正するようにですね、検討をさせていただきたいと、研究させていただきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

議 長（川副 善敬 君）

そういうことで。

しばらく休憩します。

(10時55分 休憩)

(11時06分 再開)

議 長（川副 善敬 君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

町長。

町 長（古庄 剛 君）

大変申し訳ございません。いろいろな、阿部議員からも御指摘を受けました45ページの役場庁舎夜間とそれから休日等の警備業務委託料ということで上げているわけでございますけど、この件につきましては、その表現がやはり適切でないと思っておりますので、誤解を招く恐れがあるということで、この「警備業務」を「庁舎管理」のほうに修正させていただければと思いますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

議 長（川副 善敬 君）

町長より修正の発言の申出がありました。町長の発言のとおり修正することに御異議ありませんか。

（「異議なし。」の声あり）

異議なしと認めます。

しばらく休憩をします。

(11時07分 休憩)

(11時08分 再開)

議 長（川副 善敬 君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

歳出の39ページから、議会費からです。

ほかに質疑はありませんか。

1 番。

1 番（須藤 敏規 君）

午前中して昼からゆっくりしたいもんですけん、すいませんね。

町長の予算説明書の38ページのですね監査事業費というのがございます。これを読みますと、自治法の改正で4月1日から、新年度からって書いてありますから、監査計画により云々ずっと書いてありまして、指導助言を行われるとか、また公表をしなければならないとか、ホームページに掲載をするようになるとか、いろいろ改正によって監査が厳しくなるということでございます。

先ほどの阿部議員のほうからもございましたけど、非常に法令遵守が言われるんじゃないかと思っておりますので、現在、監査の役割としては、私の考えですけど、公平公正に法令遵守をしながら、公金支出を適正かどうかの判断をするのが監査委員さんの主な業務だと思っておるわけですけど、それにプラスしていろんなことが多分出てくるんじゃないかと思っております。

御存じのように、新聞報道とかテレビ、国会の中継を見ますと、やはり加計問題とか、佐川問題とか、公文書の偽造とかですね、森友学園の契約の大型金額の値引きとか、いろんな問題が出てきております。ほかには横領とか、使いも、ちょっと拝借の流用とかですね、そういう問題がございますので、こういうことが今からしていくわけですが、町長はこの予算執行にあたって、多分改正については認識なさっていると思うんですけども、それを踏まえて新年度のこの大型予算、5億か、6億か増えたなかでの執行について厳正に執行していかなくちゃいかんわけですが、それにつきまして、どういう体制でこの予算を執行していこうとお考えなのか、答弁をお願いいたします。

議 長（川副 善敬 君）
町長。

町 長（古庄 剛 君）
今回、予算っていいですか、大型予算になるわけがございます。特に4大事業の一部分が今回入ってきて、それから経常経費が増えていくっていうなかで、やはり予算を大型化しなきゃならなかったということです。ただ、この執行について、やはり我々としましても、先ほどのいろんな御指摘があったなかですね、十分やはり検討しながらやっていかなきゃならないと思っています。そういうことで、今度監査業務というのでも厳しくなるわけがございます。職員体制についてもですね、十分その方向性をやはり考えながらやっていかなきゃならないと思っていますので、我々としましても、内部でもう少し、執行の体制についても協議をしながらやっていきたいと思っていますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

議 長（川副 善敬 君）
1 番。

1 番（須藤 敏規 君）

大型事業の4つの事業と物件費の経常経費が上がっているということでございますので、御存じのように、町長としては通常予算が最終ということは御認識なさっていると思うんですけども、私も再来年度ですか、再来年度は多分、骨格予算の計上になるという認識を持っております。ですから、本年度でまた再来年度の予算に継続事業だから、予算を計上することがないようにですね、本年の予算が確実に執行されるようにですね、ぜひ検討願いながら進めていただきたいということでございます。

それから、御存じのように新しくずっと4月から、先ほど阿部議員さんのほうからお話がありました会計年度任用職員が始まります。それから、それに伴いまして付属機関の26ですか、23ですか、新しく改正なさって付属機関で意見を聞きながら執行していくという形になるわけですが、2つほど制定しなくちゃいけない委員会が、協議会があったわけですが、それは確実に先ほど言いましたけども、4月1日から予算化していくもんですから、3月中には必ず要綱なり、規則なりを整備するように内部協議をして作成していただきたいということと、勉強会の折にも申し上げましたけども、守秘義務というのが13委員会等になかったように記憶しております。その分についても協議をなさってどうしていくのか、協議会であったことはすべて話していいようになればいいんですけども、そういうことで必ずつくられるか、指導していただくか、よろしく、つくり上げて私たちに示していただきたいと、その点について答弁をお願いします。

議 長（川副 善敬 君）
町長。

町 長（古庄 剛 君）

今から、先ほどお話がありましたように、我々の任期は来年の6月までですね。任期でございまして、ことが本格的な予算というのは最後になると、次は、暫定予算になるんじゃないかと思っております。今お話がありましたように、要綱、規則とかいろんな変わらなければならぬところがたくさんあるわけでございます。その中でもいろいろな話がありました。

先ほど守秘義務というのもありました。会議等の上で報告というのは、やはりきちんと議会等にもあった報告をしなきゃならないんじゃないかと、我々もその中で議会の皆さんと一緒にあってですね、この佐々町をよくするというのが今度の予算でございますので、そういう方向性に立ってですね、私もやりたいと思っていますので、どうぞ御協力をいただければと思っていますので、よろしくお願い申し上げます。

議 長（川副 善敬 君）
1 番。

1 番（須藤 敏規 君）

ぜひ職員体制をですね、整えられて、新年度が心地よく進むようにお願いをしたいと思います。

まず、住民の人が生活がですね、安定で安全ならいいわけですね。ほかに形がこうつくらなくちゃいかんとかね、そういうのはやはり望んでないんじゃないかと思えます。私が思うには、町長が4つの事業とおっしゃいましたけども、まずは役場をどうするのか、し尿問題はインフラで絶対つくらなくちゃいかん問題と、ごみの長寿命化もしなくちゃ今の状況ではだめ、4つあるうちで住民に密接なのはですね、庁舎をどうするか、し尿とごみはしなくちゃいかんということで、無理に4つを今年度進める必要はないと私は思っておるものですから、たまたまよかったのは給食センターが予算になかったから、本当によかったなと私は思うんです。十分に検討してされるなら、また再来年に頑張って出てきていただいて進めていただきたいと願うんですけど、とりあえず職員皆さんが一丸となってですね、頑張っていただきたいというのが願いでございますので、決意だけお願いをいたします。

議 長（川副 善敬 君）
町長。

町 長（古庄 剛 君）

今のお話にありましたように、中長期的な計画を立てれば、先ほどなかなか、須藤議員がおっしゃったのは多分4年、5年、令和4年、5年に固まってくるわけでございます。やはり財政的にも大変厳しい時代になってくるわけでございます。それを全部、4事業を一遍に重なってくるということが、大変我々も財政的には厳しいなかで選択しながらやっていかなきゃならないと思っています。どちらにしても、やはり早いのを、早いつていうか、早急にやらなきゃならないのをやっていかなきゃならないということで考えていますので、我々もそういう皆さん方とお話し合いをしながらですね、この4事業については進めていかなければならないと思っていますので、我々も来年の6月にはいろいろな選挙があるわけでございますけど、まずはその4事業について十分中身を検討しながらやっていきたいと。

先ほどお話がありましたように、庁舎建設というのがもう、やはり早くやらなければ起債等

の借入れもありますので、それを優先的に考えて、し尿とかごみ処理、それから給食センター、そういうことも全体的に考えて、やはり財政を考えながらやっていきたいと考えておりますので、どうぞ御協力をいただければと思っていますので、よろしくお願い申し上げます。

議 長（川副 善敬 君）
質疑をお受けします。
3 番。

3 番（永田 勝美 君）

それでは、私のほうからは50ページのところの交通安全対策費のところですけども、交通安全関連の費用支出の計画ですが、この間ずっと話題になっておりました高齢者の、要するに運転にかかるですね、アクセル踏み間違え防止装置への補助っていうのを拡大していったらどうかという提案がずっとされておりましたが、今回はこれを反映されているのかどうかですね、お伺いしたい。

それから、52ページの80周年の記念行事にかかわる町勢要覧作成業務委託料というふうになっておりますが、これは要覧というのは10年ごとにつくられるのかなというふうに思うんですけども、要するに何冊ぐらいつくられて、どういうところに配布される予定なのかですね、伺いたい。

それと、59ページですけども、今回の備品購入費ですね。これは違うのかな。公用車の購入費っていうのがありましたが、59ページでないのかな。債務負担行為か。町長の公用車の買替えっていうのが予算化されておりますけれども、お伺いしたところ走行距離14万キロということで、経年劣化だというふうに言われたんですが、車の性能的にはまだ十分使えるんじゃないかというふうに思うし、こういった中で非常に大変不急の費用がですね、かさむなかで、延期されるお考えはないかということをお伺いしたいというふうに思います。

以上です。

議 長（川副 善敬 君）
総務課長。

総務課長（山本 勝憲 君）

まず、50ページの高齢者の、昨年から一般質問いただいております踏み間違えについての予算措置ということでございますけど、それについては予算措置自体は行っておりません。こちらの負補交の中で高齢者の交通安全教育費負担金というような形で、例年どおりの高齢者に対しての交通安全教室等の開催を計画しております。その中で、今年度も行いましたけど、いわゆる安全な車の試乗会ですね、の形をとらせて、高齢者の方にこういう形でありますよというような御紹介はさせていただいたところでございます。

あと、公用車の購入につきましてでございますが、勉強会のほうでも御説明しましたとおり、経過が10年、町長公用車10年しております、14万キロほど走ってるということで、役場全体の車を見ますと、走行距離でいきますと、また、多い部分がございますが、そちらについても一部は買替え等の計画も出ておりますし、経過年数でいきましたら、若干まだ新しい、新しくはないんですけど、ほかの古い車は十分ございます。ただ、町長公用車でございますので、町長の出張に、公務出張に使われる部分でございますので、高速等に乗る機会が非常に多うございます。そういうことを勘案しまして、今回買替えということで予算化させていただいたものでございますので、よろしく御理解をお願いしたいと思っております。よろしくお伺いいたします。

議 長（川副 善敬 君）
企画財政課長。

企画財政課長（藤永 大治 君）

52ページの町勢要覧に関してでございますけれども、予定としましては6,000部の印刷を、発行を予定をしております。現時点では、町民の方への配布ということで考えておるところでございます。

以上です。

議 長（川副 善敬 君）
3番。

3 番（永田 勝美 君）

近年のですね、やはり高齢者の運転事故の大きな要因の一つになっておりますアクセル踏み間違えについてですね、専用車も出ているということなんですが、新車を買うというのはなかなか、高齢者にとってはなかなか大変だということもありますし、改造というのがかなり現実的なのかなというふうに思うんですけれども、そういった意味では、そういった点での補助金等についてはですね、引き続き御検討いただきたいというふうに申し上げておきたいと思います。

高齢者の死亡事故についてもですね、決して減っていないという状況もありますので、これは転ばぬ先の杖といいますか、いち早くですね、手をつけるべき事業ではないかなと考えております。

公用車の件については、確かに高速とか利用されるというのはよくわかるんですけれども、もちろん性能的にね、いつ止まってもおかしくないとか、そんなふうな状況になっているのであれば車検も通らないわけだし、ただ要するにほかの公用車と違って、町長公用車の場合は、ほとんど専任の方が運転されているんじゃないかなと思いますし、そういった点では管理等もですね、十分できてんじゃないかと思うんです、14万キロっていうのは非常に短い感じがいたしますが、ぜひ、異常に支出が多額になっておりますし、項目的にもですね、必要な施策に財源不足ということが、わずかな財源でも言われておりますので、そういう中で、町長公用車を替えるっていうのはいかがなものかと、見るからに立派な車だなという感じもありますので、いかがでしょうか。

議 長（川副 善敬 君）
答弁は。
総務課長。

総務課長（山本 勝憲 君）

先ほどの説明以上の御説明というのは非常に難しゅうございますけど、金額につきましては、600万の債務負担行為ということで上げさせていただいておりますけど、勉強会で御説明しましたとおり、いわゆる車検費用とかいう形で、期間が7年間の費用、いわゆる維持管理費の費用も含ませていただいておりますので、金額的には非常に高額になっているのかという部分も、感想を抱かれる点があるのかなということで考えております。よろしくお願いいたします。

議 長（川副 善敬 君）
3番、よかですか。

そしたら、8番。

8 番（平田 康範 君）

1点だけですね、確認の意味をもって質問いたしますが。これは、5番議員さんも先ほど質疑されましたけども、シルバー人材センター関係でございますが、本町のシルバー人材センターは町の認定を受けてないってということで、3月いっぱい認定を受けるということで手続きをとるってことでございますので、そこは理解いたしますが、業務の中でですね、例えばこの委員会のほうの資料をちょっと見てみますと、当直警備員とか、そういった方の業務の中でですね、知識を有するような業務がたくさんあるわけですね。例えば総務課の、例えば火災の放送とか、Jアラートの伝達、あるいは大きな問題としては、住民福祉課関係でございますが、実は死亡届、これは土曜、日曜にかかわらず死亡届が出てくるわけですね。そういった対応もあるということで、大変どうなるのかなと思っておるわけですが、実はこのシルバー人材センターへの発注についてですね、就業形態、これは請負とか、委任とか、派遣とかあるわけですが、どちらのほうの形態で考えておられるのか、まず伺います。

議 長（川副 善敬 君）

総務課長。

総務課長（山本 勝憲 君）

シルバー人材につきましては、先ほど言われたように請負委任、派遣、職業紹介というような4つの形態があるということで、国のほうの就業、適正就業ラインということで書かれています。その中で選択するとなれば、委任という形になろうかなということで考えております。

議 長（川副 善敬 君）

8番。

8 番（平田 康範 君）

この就業形態が委任ということですけども、そうしますと、この委任を見ますと会員が業務を実施すること、業務の完成は目的をしていないということですね。ただ、問題なのがですね、会員は委任された業務を自らの配慮で処理するため、発注者は会員にですね、例えば作業処理の指示とか、そういった指揮命令ができないとなっているわけですね。

そうしますと、先ほど言いましたようなこの業務がいろいろあるわけですが、そういったことですね、兼ね合い、それはどういうふうな捉え方をして業務に取り組むというような考えをされているのかを伺います。

議 長（川副 善敬 君）

総務課長。

総務課長（山本 勝憲 君）

先ほど言いました日出直の部分ということで考えますと、いわゆる今もマニュアル自体は整備させていただいておりますけど、もっと具体的にどなたが来てもいいような形で、しっかりしたマニュアル作成をさせていただきたいと思っております。

また、今まで職員が土日直という形で整理させていただいておりましたけど、それにつきましてはそこも当然マニュアルつくりしますし、職員でしかできない部分につきましては当番制をとって整理させていただきたいなということで、今考えております。

議 長（川副 善敬 君）
8番。

8 番（平田 康範 君）
そうしますと、土曜、日曜、祭日は職員の方も出られるということですか。

議 長（川副 善敬 君）
総務課長。

総務課長（山本 勝憲 君）
申し訳ありません、説明が不足しておりまして、電話で呼び出しに対応できる体制をとって
いきたいということで考えております。

議 長（川副 善敬 君）
よかですか。
ほかにありませんか。

（「なし。」の声あり）

これで39ページ議会費から66ページの監査委員費までの質疑を終わります。
次に、66ページ民生費から96ページの労働費までの質疑を行います。
2番。

2 番（浜野 亘 君）

66ページのですね、1節地域福祉計画策定委員会委員報酬ということで、予算の勉強会の折
に確認はできたんですけど、聞き漏らしたところがございます、2月の28日で策定が済んで
ると思いますけども、委員の報酬、策定は済んで、まだそれを検証するためにこの委員会を
したいと。名称は策定委員会、ほかの、この前1番議員さんが要綱を、各委員会の要綱を要求
させていただいているわけですけども、ここだけなんですよね、計画策定をして、その後も検
証をするというのは。

51ページを御覧いただければと思うんですね。51ページの1節報酬の中に、2行目に総合戦
略事業評価・検証委員会委員報酬、こういう形で検証する場合は委員会をつくるような形で今
まで来たんですが、今回計画書を策定して、そのまま計画期間5年だと思います。私たちに示
されたのは5年、計画期間。5年間ずっと委員であられて検証するというようなお話でした。
町長、御存じだと思いますけど。

委員の人数はこれは20人以内と要綱に定めてありますので、実際の人数、ちょっと計算でき
なかったのが、人数と、それから委員の報酬は5,400円なのかどうかですね、66ページ。それか
ら開催の回数をお尋ねをしたいと思います。

それと、前回ですね、計画策定委員会の中では、委員長だけは事業者が負担するということ
で、報酬等については、契約書の中で業者の方が負担されたということで説明を受けましたけ
ども、今回も令和2年度の予算の中では業者負担なのかどうか。また金額を、負担じゃなかつ
た場合には、この委員会で報酬を支払われる場合はその金額をお尋ねをしたい。それが1点目
です。

それから、今度76ページ、12節学童保育事業運営委託料、これは再三申し上げてるんですけ
ど、なぜかと申しましたらですね、きのうの予算勉強会で質問しました折にですね、回答がこ

の学童保育の運営について県の監査を受け、問題ないということで言われまして、その後、私と考え方が違うという発言がありました。私はそれですまされないと思ってます。なぜかと申しますと、議員はですね、住民の代表なんですよ。執行の監査を、監視をする役目を持っておりまして、嫌なことを言うようなことなんですけど、言わなければいけない立場なんですよ。職員は全体の奉仕者であって、一部の奉仕者であってはいけません。これはもう基本、原則ですよ。

昨日、企画財政課長から資料をいただきました中期財政見通し、令和6年度までの見通し、令和元年末の基金残高から令和6年度の基金残高見込みは半分以上になるんです。地方債残高は65%程度上昇します。こういう中で、財政的には辛抱していかんばいかんと、言葉が違いますけど、削減していかないといけないというようなことでおっしゃいました。

その中において、学童保育運営についてですよ、以前は町の持出しがほとんどない。今は、3,900万円の委託料で保護者様からの負担は1,000万程度、つごうですよ、2,800万、2,900万ばかり町が持ち出してやってるわけですよ。学童保育施設は町が建てたわけですよ。ほかの自治体の研究をしてくださってこの場で言いました。でも、研究しましたといいながら、唐津さん3,000円なんですよ。これは公設なので3,000円です。学校を使ったり、公設を使ったり、施設をですね、学童保育施設を使われる。佐々と同じです。それを主張されるんだったら、保護者の負担を下げてください。

保護者の入金された金額と、国が示している基準額をプラスして委託料を払ってるんですよ。今までにないことです。保護者のOBの方で立ち上げて一生懸命やってこられて、急に令和元年度から町の持出しが2,000万以上。今回は1教室増設されたので少しは増えるのはわかりますけど、もう好転じゃないんですよ、もう、完全に転換してしまってる。財政を削減していかんばいかん時期にですよ、そういうふうに業者のためにやるんじゃないです、町民のために事業をやるんです。学童保育事業というのは。今は学校の先生方が協力をしていただいて、新型コロナウイルス関係でですね、協力していただいて、非常にありがたいと思いますけども、そういう考え方を私はずっと、嫌なことに聞こえるでしょうけど申し上げてるんですよ。その考えで、先ほど言われましたように、県の監査を受け問題ない、考え方の違い、そんなことを言われるわけですけど、それでいいのか。

それから、87ページ、7目母子保健事業費について、今回子育て世代支援センターを設置されるということで、この前勉強会で受け、申し上げましたけども、佐々町組織規則を見ますとですね、どこに入れられるのかなというのが、ちょっとまだわからないんですけども、健康相談センターは福祉班と健康づくり班があります。福祉班は何をするかといったら、総合福祉センターの管理運営に関すること、それと社会福祉協議会と外郭団体との連絡調整に関すること、ここの2つ目については全くされてないということと、職員配置がなされていない、福祉班については。全員が健康づくり班ということです。

この中にですね、母子保健に関することって書いてあるんです。これを、福祉班をですよ、母子保健に関することに切りかえて、職員配置をするような形にしたほうがいいのかなと私なりに思いました。その辺について、もう4月1日から始まるわけですよ、子育て世代支援センターというのが。今までこうやってきたと言われたんですけども、組織規則についてはどのように考えておられるのか、以上3点質問したいと思います。

議 長（川副 善敬 君）
町長。

町 長（古庄 剛 君）

子育て、まず逆のほうから、すいません、申し訳ございません。子育て支援の関係での部署

をですね、担当係とかいう話で、浜野議員からもこの前もお話がありました。これについては、今やはり本町では先ほどお話がありましたように、新しい新規採用職員といいますか、1名の雇用を、健康相談センターに配置するという事で予定をしております、その中で専門的な子育て支援センターということでやっていただきたいということで、やはり担当係いいですか、係をつくってやはりやっていきたいと。

やはりこの子育て支援というのが、やはり妊娠から関わるということで、これはこの前もお話がありましたように、委員会でもお話がありましたように、大変大切なことでございまして、妊婦の相談から、訪問からずっとやっていくということで、できるだけそういう担当者をですね、固定してやっていかなきゃならないと。やはり顔の見える信頼関係というのが大変大切でございまして、そういうことでやはり係っていいですか、そういう担当係の部署を設置して、あとは人間がやはりなかなか人員を全部、たくさんの方が配置できませんので、やはり兼任をですね、設置して係を設けたいと。私は今のところ考えて、総務課のほうにそういう指示をやっているところでございます。

それから、76ページのこの放課後支援センターの放課後の児童の育成の委託料のことにつきまして、ものすごく増えてるって、私もちょっとよくわからないんですけど3,900万ということで、これがどうなのかというのがちょっと私もわかりませんが、町としましてもやはりこういう今御指摘があったことについて。

議 長（川副 善敬 君）

どうぞ、続けてください。答弁続けて、その後に質問して。
町長。

町 長（古庄 剛 君）

大変申し訳ございません。その中でやはりそういう、いろいろ今御指摘があったことについては、よく精査をして、担当課と話し合ってやっていきたいと。今は。あとは住民福祉課のほうから説明させますので、よろしくお願い申し上げます。

議 長（川副 善敬 君）

住民福祉課長。

住民福祉課長（今道 晋次 君）

今、町長のほうから学童保育の委託について一部御説明がありましたけども。すいません、先日の勉強会の中で県の監査ではなく会計検査が入ったということで御説明をさせていただいたところでした。

会計検査が入ったからどうこうというわけではございませんが、多分、浜野議員御承知のとおり、当時の国の基準額から年々上昇しているっていう背景がございまして。少し御説明をしますと、国の子ども子育て交付金がございしますが、その中の事業として放課後児童健全育成事業というのがございまして。1単位当たり40名でございまして、この費用が、基準額が448万4,000円でございまして。これは、厚生労働省のホームページにも載ってる要綱でございまして。これが5単位分ということになります。

それから、開所日数加算額というのが、1支援当たり、開所日数引く250日掛けるの1万8,000円というのがございまして。開所日数が350日あれば、100日掛けるの1万8,000円掛けるの5単位ということになります。それから、長時間開所加算、いわゆる時間を延長するということですけども、それにつきましても加算がございまして。これの平日分というのが、年間平均時間数掛ける39万2,000円というところで設定がございまして。

また、長期休暇等による1日8時間を超えて開所する場合の加算もございます。これが1日8時間を超える時間の年間平均時間数掛ける17万6,000円というふうになっておりまして、こういったものを足し合わせたときに、先ほど高いというふうに御指摘をいただいているわけですが、基準額が3,900万円程度になると、いわゆる4,000万円近くになるということで、令和元年度に御説明をさせていただいたというところでございます。

それから、1点目の地域福祉計画のところですが、議員御指摘の名称のところは確かに反省すべき点なのかもしれませんが、地域福祉計画をつくるにあたって近隣の自治体等の設置要綱等を見るなかで、それぞれの、例えばお隣の佐世保市さんもありますけれども、実際に計画をつくる委員会の所掌業務の中に、もちろん計画の策定という作業は入ってくるわけですが、それとは別に進捗状況の管理というのがありました。

その進捗状況に関するということと業務と、それと佐世保市さんも任期は5年以内とするという期間を設けられたりしておりましたので、最近、PDCAということで、マネジメントサイクルでしっかりと、評価、検証をしていきなさいというのが国から通達が来るような状況でもございますので、この計画についても他の市町を見習うような形で、委員の任期は委嘱した日から計画期間満了の日までというふうにしたところでございます。

委員会の名称がたまたま計画策定委員会というふうになってたもんですから、この設置要綱の立てたということもございまして、この名称をそのまま使う形で今回の予算に上げさせていただいたところでございます。

それから委員の人数につきましては、委員長含めて18名ということになっております。報酬については、御指摘のとおり5,400円なんですけれども、委員長のみ、先日の議案で御承認いただいたところの1万5,000円というふうになっているところでございます。

それから開催の回数ですが、一応、時期は明確ではありませんけれども、一応年度末に1回というふうな考えを持っているところでございまして、5か年計画がどのように進捗したかを18名の委員さんで評価すると言いますか、検証すると言いますか、そういった手続きが他の自治体でもとられておりますので、同じような形で進めていくというところでございます。

以上でございます。

議長（川副 善敬 君）
2 番。

2 番（浜野 亘 君）

すいません。1番目の地域福祉計画策定委員会、名称があんまり芳しくないということなんですけど、必要なかっていう部分もあって申し上げてるわけですよ。委員長が業者負担じゃなくて今回は1万5,000円で予算を組んでいると。この方はトップの方ですから旅費も含まれるのかどうか、別に予算計上されているのかどうかの確認をしたいと思います。

PDCAの話がされたので、私が当初予算、今年度ですね、予算のときに、その数字、申し上げた疑問を言いましたですたいね。そのことについて解決していないから同じことを言わないといけないということです。私が言うことを、全然、右から左に抜けていくんでしょうね。そういうことをやっているの何回も言わざるを得ないという。PDCAってそういうものじゃないですか。その事業だけでなく、ほかの方の意見を聞きながら精査せんばいかんとかでですか。そう思いますけど。

納得いかないの、2月28日で策定されてますので、もう2週間たっていますよね。議会終了までに地域福祉計画書のほうを御提示ください。成果本を御提示ください。

それから、2番目の学童保育事業運営についてですね、町長、昨年も同じことを言ったんですよ。わからないってちょっとあんまりじゃないですか。単価も申し上げてたんですよ、国の

基準とかも。五つ開設とかを申し上げて金額も言われたんですけど、前は持出し、町の一財を持ち出さないでほぼほぼできたのに、なんで2,800万円も持ち出してやるんですかって。財政運営上やっぱり削減していかんばいかんっていう趣旨にたっていないといかんばと思います。

町民の方からの税金を使っているわけですよ。自分のお金だったら節約するでしょう、どなたでも。人の金だと思ってこういうふうなやり方をされる。こんなやっていくんだったら、もうどんどん膨れ上がっていきますよ。先ほどもほかの議員さんがおっしゃってましたよね。もう66億円ぐらい事業費を組んで大変だろうなとは思いますが、やはり少しずつ節約しないとお金は減るばかりじゃないですか。

どこの自治体かも申し上げましたよ。嬉野市さん、2,000円から3,000円に去年上がりました。ことしは夏休み期間中は6,000円取りますということで、ちょっとまた値上がりしておりますたけど、唐津市さんは3,000円のまま。そういう保護者の負担まで上乗せしてですね、業者の方に払う必要があるのかって、国の基準が上がってるんだからそれでできるはずじゃないですか。あまりにも大きすぎますよ。そういうことを申し上げているんです。その考え方を申し上げているんです。幾ら言っても、あなたと考え方が違うって言われればそうかもしれんですけど、議員として言わざるを得んわけですよ。監視役でございますので。

佐世保市さんのことを申し上げて申し訳ないんですけど、施設はですね、業者さんが準備しないとイケないんです。施設をつくってか借りて、そこで学童運営をする。うちのように町が公設でして、学校もお借りしてやっていると、先ほど言った唐津市さんなんかはされていますと。もう昨年言ったことをまた言わないといけないというのがもう不思議でなりません。

母子保健事業、87ページの分ですけども、この前勉強会のときにも既にお話してたんですけど、総務課への指示を出したというだけで進んでないという考え方をですね、組織規則についての変更の手続を3月31日までにしないといけないわけですよ。その検討をされているのかどうか、総務課長にお尋ねをしたいと思います。

以上。

議長（川副 善敬 君）

住民福祉課長。

住民福祉課長（今道 晋次 君）

すいません、ちょっと説明が少し漏れていたかもしれませんが、学童保育事業について、先ほど約4,000万円程度の事業費で話をさせていただきました。基本的には、国県町が3分の1ずつの負担になるわけですけども、先ほどから浜野議員がおっしゃるように、保護者の負担については制度そのものが保護者から負担金を取らないとなれば4,000万円を、国県町で3分の1ずつ負担するという制度設計になっております。

現時点では、保護者から5,000円を負担をするということに、負担をいただくということになっておりますので、保護者からの御負担5,000円分をいただいて、残りを全体の国庫基準がありますので、そこから保護者の負担額を差し引いた分が3分の1ずつ、国県町が負担をするというふうな制度設計になっております。

したがって、現時点では4,000万円近くの費用がかかっているわけですけども、先日の勉強会でも少しお話をさせていただいたんですが、今回の3年間の債務負担行為をおこさせていただいて、契約をするにあたってプロポーザルを実施したわけですが、参加されたところが1社しかいらっしやらなかったというふうなことがあったものですから、結果として私どもが期待するような大きな金額の下げにはならなかったのかもしれませんが、今後、また1年半後には再度新たな契約事務を進めていくことになりますので、そうした中では、今、議員がおっしゃるように、国庫の補助の基準額はあくまでも基準額ですけども、そういったところよりも

少しでも下がるような入札なり、競争性を持たせるような事務ができればというふうに考えておりますのでよろしくお願いをしたいというふうに思います。

議 長（川副 善敬 君）
総務課長。

総務課長（山本 勝憲 君）
規則の改正については行わせていただきます。
以上です。

議 長（川副 善敬 君）
2番。

2 番（浜野 亘 君）

最初の答えがない。PDCAを昨年の年度当初に申し上げたけども、全く同じような。年度当初じゃない、すいません。

ちょっと熱くなってしまったので、地域福祉計画書をきょう中にお願いをしたいと思います。
これは年度当初の誤りでございまして、予算措置をされるときに、福祉計画の予算をされるときに申し上げて、疑問があるのでずっと申し上げて、全然解決しないと言いますか、そういう状況であるということを言っているわけです。

それから学童保育の事業につきましては、県の監査と申し上げたところは国の監査だったそうで、聞き取り間違いで申し訳ございません。

それから補助金のことについては触らなかったもので、誠に申し訳なかったと思いますけども、前は町の一財をほとんど出していない、それが高額にも、今2,800万円ですから、900万円ちょっとばかり、結果、出さないといけないということですよね。出さないで、そしたら出さない、900万円だけ負担するということは、町が建てた建物の回収はできないということですよね、そういうことを申し上げているわけですよ。出さないでいいんだったらまだしも、事業者に対して出す。佐世保の事業は、業者さんは佐世保市さんなので、佐世保市の状況を見て言われてたと思うんですよ。それを職員が研究せずにやり始めたことが間違いじゃないかと思うわけ。去年の予算の当初。研究してください——

議 長（川副 善敬 君）
浜野議員の質疑が終わるまで会議を続行します。
2番。

2 番（浜野 亘 君）

すいません。当初に研究してくださいと言ったにもかかわらず、研究したとはいえ、何ら変わりなく今年度、令和2年度も同じように、債務負担行為は上げられているからそれでいいじゃないかという感覚じゃなくて、職員体制がどうなのかというところまでは、これは委員会で調査をさせていただきますけども、やはりきちっと削減に努力をするという姿勢を見せていただきたいと思います。

母子保健事業については、今から3月31日までに組織規則を改正するということです、よろしくお願いしたいと思います。

議 長（川副 善敬 君）
住民福祉課長。

住民福祉課長（今道 晋次 君）

すいません、本当に誤解があつて、私の説明がうまく届いてないのかもしれませんが、今、浜野議員がおっしゃったように、以前は町の持出しがなかったっていう表現なのか、少なかったっていう表現なのか、ここはちょっと私もよくわかりませんが、平成30年9月に総務厚生委員会の中で、私どもの事務の不手際として、いわゆる控除すべき財源を控除してなかった。結果として、町が、一時的に、29年度の決算では241万7,209円が黒字になってしまい、平成30年度には218万円の決算になってしまう、そういった見通しとなったために、今回、返還って言いますか、要するに翌年度もしくは翌々年度の国庫なり県費の返還の手続きをさせていただく説明をさせていただいたかと思います。

したがって、その当時の予算からいくと、町の持出しが少なかったように見えるかもしれませんが、結果として返還を、それぞれ30年度、31年度もさせていただいて、以前の年度の清算をさせていただいておりますので、極端に町の持出しが増えたというのは、先ほどから御指摘の2,000万円程度の委託費が約4,000万円近く、一単位増えたとは言いながらも、4,000万円近くに増えた部分での結果としての持出しということでございますので、制度そのものの財源の負担割合が変わったわけではございません。ただ、私どもの事務の不手際で、以前の財源のそれぞれの国県町、保護者の負担の負担割合が若干ちょっと私どもが間違っ整理をしていたために、30年度、31年度で、国費、県費の返還が生じてしまったという状況でございますので、町の一般財源がなかった、少なかったっていうのは少し誤解のないようお願いをしたいというふうに思います。

議 長（川副 善敬 君）
2 番。

2 番（浜野 亘 君）
4 問目、申し訳ないです。

議 長（川副 善敬 君）
許可します。
2 番。

2 番（浜野 亘 君）

今、申し上げたのは3年前の3年間については別の民間事業者さんがされて、それは職員が保護者負担分を入れてなくて、引かないといけないところを引かなくて間違っと思ったっていうことだけですか。あたかもね、何かその部分がって言われたけど、その前はね、ちゃんとやっているわけですよ。その3年間、民間事業者さんが受けられたときに間違っただけで、過去は違うわけですか。よくもそんなことが言えますよね。ちゃんと調べてから言ってください。

議 長（川副 善敬 君）
住民福祉課長。

住民福祉課長（今道 晋次 君）

すいません。先ほど浜野議員さんがおっしゃったのが、過去の平成20年の前半のほうの話というふうに私がちょっと受けとめていなかったものですから、今回2,000万円から約4,000万円近くに、学童保育の委託費が上がったことに伴う部分というふうな認識だったものですから、今、そのような説明をさせていただいたところでした。申し訳ございませんでした。

議 長（川副 善敬 君）

これで2番議員の質疑を終わります。

ほかに質疑はありませんか。

しばらく休憩します。

（12時04分 休憩）

（13時00分 再開）

議 長（川副 善敬 君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

66ページから民生費の96ページの労働費までの質疑をいたします。

町長より発言の申出がっております。

町長。

町 長（古庄 剛 君）

住民福祉課長から。すいません、よろしくお願いいたします。

議 長（川副 善敬 君）

住民福祉課長。

住民福祉課長（今道 晋次 君）

すいません、先ほど午前中の質疑の中で、1点、費用弁償の話がありましたけれども、委員長の費用弁償について計上もれがございましたので、申し訳ございません、直近の補正で対応させていただければというふう思います。

それから成果品の話もございましたので、これにつきましては、本日、議会事務局のほうに提出をさせていただければというふうに思います。

以上でございます。

議 長（川副 善敬 君）

それでは質疑をお受けします。

3番。

3 番（永田 勝美 君）

まず1点目は、各課にかかわるところでもあるんですけれども、民生費のほうでという御指示でありましたので、今のですね、コロナ対策の問題について質問させていただきたいと思います。

昨日ですね、WHOがパンデミックを宣言するということで、きのうはですね、ニューヨーク市場はリーマンショックを上回る株価の下落ということで、ブラックマンデー以来の経済危機というふうに言われています。

もちろんコロナウイルス対策と言いますか、感染防止とそれから重症化防止の取組というのは非常に重要だということですが、それだけにとどまらない様々な被害というのが生まれています。

まず、感染防止対策として、町としてできることについてですね、お考えをお聞きしたいんですけども、近隣の自治体では、例えば松浦市などでは防災用に備蓄してあったマスクを、各家庭あるいは必要な医療機関等に供給するというようなことがやられています。

サージカルマスクについては、通常は予防と言いますか、いわゆるせきをする人がやっぱりせんといかんということを強く言われます。吸入防止についてはN95マスクが必要だということで、これは一般に言われているところですけども、やはり町内でもですね、デイサービスだとか、あるいは介護職の皆さんだとか、もちろん医療機関もそうですし、訪問看護ステーション、ヘルパーさんやですね、そういったいわゆるそのサービスに従事する方々っていうのは、やっぱりN95マスクをやっぱり確保してあげるといえるのは重要ではないかなというふうに考えております。

そうした点でのですね、対応というのはいかがされているのか。あるいはそうした予算措置についてですね、どのように考えたらいいかですね。この点について1点目に聞きたい。

2点目はですね、様々な被害が生じているということで、直近の問題では学校の一斉休校ということで給食が取りやめになり、当然、給食がないということになると、給食の材料を供給している業者の方々ですね、大変苦境に陥っていると。あるいは地域によっては野菜価格の暴落だとかですね、そういった問題も生じていて、生産意欲にも非常につながると、減退にもつながるといふような被害が生まれると。

あるいはですね、子どもさんの保育のために職場を休まざるを得なくなって、特に障害児をお持ちのお母さん方がですね、休まざるを得なくなって、そうした方々が仕事を休んで収入が少なくなる、あるいは仕事を失うというふうな事例も生まれてるということで、昨日のアンケートによれば、ひとり親家庭のですね、方々の半数がですね、収入が減ったというふうに答えられているという報道がされておりました。

あるいは、様々な不況ですね、例えばリーマンショックのときには、私、当時、東京におりましたけれども、やはり中小企業の社長さんとかですね、不況のために、数多くの自殺者が出るというふうなことがありました。

そういう点ですね、そうしたいわゆる2次被害って言いますか、コロナのパンデミックに伴う様々な被害にですね、町としてできること、もちろん国が第一義的にやってほしいわけですけども、町としてできることとしては、やはりそうした相談の窓口をですね、やはり心配事があればぜひ町のコロナの窓口相談ください、電話番号をちょっと示してですね、窓口を一本化した相談が必要ではないかと。

雇用、助成金についてもですね、要するにそういう申請のしつとっていうのは、なかなか慣れてないと大変ということもあって、そういうことをもうやらないっていう業者さんも、特に中小零細の業者さんには多いというふうに聞いておりますので、そうした対応の問題についてもですね、ぜひ町として窓口を設けるべきではないかと思いますが、そういった点でのお考えがあるかどうかという点をお聞きしたい。

それから、あとは項目別のところですけども、66ページのところで地域福祉計画のところ、先ほど質問もありましたが、特に一つの地域福祉計画の目玉としてですね、外出支援の問題とかがありましたけれども、なかなか具体化の方向というのが見えてこない。5か年計画というけれども、その5か年で実際実現するのかということで、やはりここはですね、実行をいつまでやる、外出支援についてはですね、計画なのかと。

それから、74ページですけども、いわゆるタクシー助成の件ですね。高齢者外出支援タクシー利用料助成について、利用されてる方は大変好評で喜ばれている分もあるんですけども、

ぜひ利用をね、もっと拡大していくべきではないかと。勉強会でお聞きしたところ、これについては実績程度の予算措置しかしていないということです、ぜひですね、その拡大の方向を打ち出すべきではないかというふうに質問しましたが、それについて明確な回答がありませんでした。これについては町長ですね、御意見を伺いたい。

それから、95ページですけれども、し尿・浄化槽汚泥処理業務委託料で5,000万円とそれから負担金等でさらに800万円ということで、搬送補助金も合わせると5,840万円の支出があります。これについては、し尿のですね、受入れ施設の建設ということで、これは下水道会計になるのかなと思うんですけども、施設建設が予定されておりますが、計画は示されて、私たちも一昨年ですか、施設の見学等に行ったんですが、なかなか実現までにかかなり時間がかかると。何がその大きな障害になっているのかですね。特に地元の方々に聞いても、別に自分たちが反対しているというわけではないですよってというようなお話なども聞くわけですけども、そういう点でですね、これを遅らせれば遅らせるだけ町としてはやっぱり多額な支出がね、発生するということになるので、早めることが無駄な支出を縮めるということになるのではないかと思います、なぜ遅れているのかということについてお答えいただきたい。

以上です。

議 長（川副 善敬 君）
町長。

町 長（古庄 剛 君）

一つは防災マスクの件が、今お話がありました。現在、本町では2,500枚の備蓄を行っているわけでございますけど、そのうちの1,000枚については、医師会ですね、医師会を通しまして、50枚入りの20箱をですね、町内の医療機関に、今提供しているという状況でございますので、よろしくお願い申し上げます。全体的には2,500枚を予備で持っているということでございますので。

それから福祉計画の外出支援の中でのございますけど、これをいつまでにやるのかというお話がございました。我々も早急にですね、外出支援というのは、ずっともうだいぶ前からやっていますので、町としましても支援というのをやらなきゃならないと思っていますので、これについては委員さんをお願いをして、その中でですね、やはり共有していただくと。いろんな方向があるわけですね、バスもあるし、それから鉄道もあります、それからタクシー支援、これはまた併合してやるのか、ミックスしてやるのかとか、いろんな方法がありますので、私どもは外出支援というのはやはりやらなきゃならないと思っていますので、この福祉計画の中でもですね、上げてありますので、その中でですね、やはり早急に協議会等を立ち上げてですね、検討をさせていただきたいと。5年以内っていうお話がありましたけど、もちろんそれよりも前にですね、実行に移せるような計画をやっていきたいと思っていますので、よろしくお願い申し上げます。

それから、タクシー助成券の拡大のことについてでございますけど、これもその前の今の話と関連がありますので、必要があればですね、タクシー料も拡大してやるのか、バス併用もありますのでですね、いろんなことで、その中で検討をさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

それから95ページにつきましては、保険環境課長のほうから説明させますので、よろしくお願い申し上げます。

議 長（川副 善敬 君）
保険環境課長。

保険環境課長（安達 伸男 君）

95ページのし尿の関係ということでございますけれども、昨年度ですね、30年度に方向性を言って決定をいたしまして、議会の議員さんもそうですけれども、住民の皆様にも先進地の視察等も行っていただいたというところで、そこから今年度、令和元年度ですけれども、今年度は水道課のほうで下水道の事業ということで、それに今の浄化管理センターにし尿の前処理施設を建設するというところの基本計画の策定というところに、今年度、取り組んで、これも交付金のほうの県との協議等々に必要になってくるものということです、そういったものに今年度、令和元年度は取り組んできたというふうな状況です。

その中で、交付金の活用がおおむねいけそうというところの見極めが、一定程度つきましたので、それをもって総務厚生委員会それから産業建設文教委員会のほうにそれぞれ、その状況の報告をさせていただいたりというふうなことを今年度は行ってきたということでございます。

なぜ遅れてるのかという御質問ですけれども、どうしても交付金を活用してやっていくというところにつきましては、そういう計画をつくったりですとかっていうところが、どうしても手順が、どうしても手順を踏まないといけない部分がございます、その部分で時間を要しているというふうなことでございます。よろしくお願いいたします。

議 長（川副 善敬 君）
3 番。

3 番（永田 勝美 君）
窓口は。相談窓口。

議 長（川副 善敬 君）
町長。

町 長（古庄 剛 君）
さっき私が備蓄って申しましたが、これは健康相談センターのほうで緊急時にいるということで購入しているということで、うちの災害用の備蓄ということではありませんので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

議 長（川副 善敬 君）
相談窓口。
保険環境課長。

保険環境課長（安達 伸男 君）

すいません、もう1点御質問がございました、コロナの関係の相談窓口というところで、正直申しまして、コロナウイルスのいろんな情報を含めて、住民の皆様への報道よりも先に、町のほうに何か情報が入ってくるかというところにつきましては、はっきり言って全くございまして、私どもも報道、ネット、そういったところを一生懸命気にしながらそちらで情報を得ていると、その後に国県から通知なり、お知らせ的なものがきたりというふうなことで、私どもも、正直、情報のほうを皆さんより先に持ってるという状況ではございません。

そのようななかで、まだ、例えば金額ですとか、対応ですとかというところを国のほうが先に発表をなさって、実際じゃあそれを受けてどう動いていくのか、どこで受付をするのかとかですね、そういった状況が全く見えないまま動いてきているというのが現実ではございます。

です。町としても、どう対応していくかというところは非常に悩んでいるところではございますが、ただ、どうも最初の2月の末ぐらいから3月上旬ぐらいまでは終息に向けてということで、国挙げて取組がなされてきていたところですけども、どうも終息っていうのがちょっと長期化しそうというふうなところもございますので、相談窓口を設けて、どこまで、そこで一旦受けれるかというのはちょっと情報の内容によって変わってきますけれども、住民の皆さんの不安の解消も含めてという意味では、一旦そこでお答えできるかできないは別にして、窓口をいったん一本化した窓口を設ける必要があるのではないかというふうなことは考えているところでございます。

ただ、そこで全部お答えできるわけでもございませんので、そこから先、どこへ御相談くださいとか、内部でつながれる場合はそちらのほうに御案内をするとかというふうな形での相談窓口というものは設置が必要ではないかというふうに、今、検討してるところでございまして、よろしく願いいたします。

議長（川副 善敬 君）

3 番。

3 番（永田 勝美 君）

今のその相談窓口の件はですね、やはり言われることはよくわかります、新しい情報があるかどうかという問題は、それはよくわかりますが、お答えの中でも言われたようにですね、やはり住民の様々な不安というのがありますし、特に経済的な不安だとかっていうこともありますとですね、先ほど将来に対して本当に展望を持てなくなるというふうな方も中にはおいでになったりということもありますので、そういう点でですね、やはり、今起きている住民の不安の状況やそういったものがどういうものにあるのかということを描き出すでもね、やはり非常に重要ではないだろうか。町民の側からすれば、少なくとも最新と言うか、100%答えてくれるわけではないけども、どういう方向で打開をしていけばいいのかっていうことについて道筋がわかると、そういう交通整備の役割だけでもね、非常に重要だというふうに思いますので、そういった点はですね、ぜひ早めですね、検討を求めていると思います。

マスクの問題はですね、先ほど申しましたように、実際に感染の、医療従事者が使うマスクっていうのは普通N95マスクと言って、ウイルスを通さないマスクがあるんですね、吸入を防止するマスクです。普通使っているマスクっていうのはサージカルマスクと言って、ウイルスを吸入するのにエビデンスはないんですよ。要するに実証実験されていない。効果があるかどうかかわからないというふうに言われてるんですね。

ただ、せきを排出する人たちにとっては、しゃべったりせきを出したりするのを、飛沫を防止する上ではちょっと役に立つというぐらいですから、そういった意味では特に、医療従事者や介護のヘルパーさんやですね、保育士さんやそういう方々にとってはですね、やっぱりN95マスクというのはどうしても必要になるのだというふうに言われています。

そういった点もですね、御検討いただいて、N95マスクというのは結構高いんですけども、1枚当たり500円ぐらいするんですよね、高いですけども、いずれにしても確保の手立てっていうのはとっておく必要があるのではないかと。

それから、今回のことを一つの教訓にしてですね、今、備蓄するっていうふうにはなかなかないですけども、要するに供給が行きわたる時期にですね、防災の計画の中に加えて、そういうマスク等は当然必要になりますから、備蓄することもですね、ぜひ求めているというふうに思います。

それから、先ほどのし尿の問題は、要するに交付金協議に時間を要したというのが一番の要因だということになりました。一応、答弁についてはわかりました。

議 長（川副 善敬 君）
町長。

町 長（古庄 剛 君）

すいません、さっき私がマスクの問題をちょっとお話したんですけど、今、永田議員が御説明あったように、今、健康相談センターにあるマスクっていうのがですね、SARSとか鳥インフルエンザの対応をするようなマスクっていうことでございまして、値段が多分少し高いかもわかりません。

ただ、今現在、備蓄がないものですからですね、町としましても、先ほどお話がありましたように、やはりそういう場合がありますのでですね、今後はやはり備蓄と言いますか、そういう方面もですね、十分検討してやっていかなきゃならないと思っていますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

議 長（川副 善敬 君）
よろしいですか。
6 番。

6 番（永安 文男 君）

予算書の76ページから81ページ、それから予算説明書の22ページに関する児童福祉の関係で、総合的なことでちょっとお尋ねをいたしますけれども、安心して子育てができる環境をつくるってということで、すばらしい事業展開が予算計上されておるわけですが、子ども子育ての政策充実ということの中でですね、ちょっとお尋ねをいたしますけれども、総務厚生委員会の中で公立保育所の考え方として、そういうふうなこの前からの委員会で、調査の委員会の中でお尋ねがあったりして、町長がその公立保育所についての考え方を述べられておったわけですが、何回か厚生文教委員会の中ではちょっと方向性が、前の流れからして違うようなことも伺い、受け取れるような発言をされたようにちょっと伺ったものですから、その辺の確認をですね、再度どのような考え方で、今後、公立保育所の考え方を進めていかれるのか。その子ども子育てに関してですね、お尋ねをしたいと思います。

それから2点目はですね、81ページに保育所等施設整備事業費補助金というのがございますけれども、民営化した保育所の拡張なり、新設の施設整備だというふうに伺ってるんですけど、この分の補助事業費、補助金ですね、今後増える要素、その前にそのスケジュール的なことがどのように、また再度確認をさせていただきたいというふうに思いますけど、その2点について確認したいと思います。お願いします。

議 長（川副 善敬 君）
町長。

町 長（古庄 剛 君）

公立保育所の民営化ということで、今、第2保育所が残っているわけで、今、職員が、正規の職員8名ですかね、多分5名しかいないと思う。やはり私どもっていうのは、やはり公立保育所はなくさないっていいですか、民営化に全部するというのでやっていますので、やはり民営化に沿ってですね、私はやっていきたいと考えていますので、どうぞよろしくお願いいたします。

議長（川副 善敬 君）
住民福祉課長。

住民福祉課長（今道 晋次 君）

81ページのちょうど一番下になります、保育所等施設整備事業費補助金ですけれども、これにつきましては国の基準額がございますので、神田保育園さんの事業費が仮に膨らむとしても、基準額の中での対応ということになってようかというふうに思います。

それから、スケジュールですけれども、今後4月以降に補助金の申請等の手続きをとらせていただきながら、早ければ5月、6月ぐらいで交付決定をいただき、そこから保育所の建設に入っていくというのが、一応、今考えてるスケジュールということになりますけれども、今、神田保育園さんで予定をされてますのは、令和3年の4月1日に開設をしたいというスケジュールでございます。

以上でございます。

議長（川副 善敬 君）
6番。

6 番（永安 文男 君）

確認をいたします。今、町長から民営化の方向でいくという確認ですけども、なぜ私がそういう質問をしたかって言いますとですね、この前からの議論と言うか、調査の中で、子ども、第2期のさざっ子育てプロジェクトの中ですね、公立保育所の役割の検討というようなことで、今後いろいろ民営化と、それから、公立保育所と民営の保育所とのいろんなメリット、デメリットを検証して、その方向性を検討しますというようなことがあったものですから、その辺のことをですね、この計画書でいくと、その辺で出た内容によっては、方向性がまた揺らぐというようなこともちょっと考えたりしますのでですね、その辺のことで、今、確認をした次第です。この部分について、この計画書との、あと今後どういうふうに、まだ、この中でですね、委員会の継続的な協議というのはなされるようですのでですね、その辺の取扱いが課長でも結構ですのでお尋ねをしときたいと思います。

それから、神田保育園の施設整備に関しては、特殊な事情が出た場合には、また、そういうふうなことを中央保育所の民間委託したときあたりにも、いろんなケースが出たことも、ちょっと記憶にあったものですから、その辺を確認をしました。一応そのことで、1点、再度、2問目の質問と。

議長（川副 善敬 君）
住民福祉課長。

住民福祉課長（今道 晋次 君）

すいません。子ども・子育て計画の中での表現として、公立の役割というふうなことが書かれておりまして、そこでの議員さんの御質問かと思っておりますけれども、町長が申しますように、もうすぐ新年度に入るかと思っておりますけれども、そうしたなかで、民営化のあり方について、具体的な検討をしていくということになるかと思っておりますけれども、子ども・子育て会議の中で何かを検討するというのは、今のところは、ちょっと私自身があまりこうイメージをしておりませんので、そういったところも含めて、内部で、内部というのは、町長含めて民営化の方向性進むにしても、そういったところをどういうふうな形で準備を進めていくかは検討をさせていただければというふうに思います。

議 長（川副 善敬 君）
町長。

町 長（古庄 剛 君）

今、子ども・子育てで、やはり慎重な意見といいますか、出てたとは私も知って、わかっていますけど、やはり民営化、今、国の動向というのがですね、全体的に民営化しなければ、やはり施設の改善とか、いろんなことですね、やはり補助金を受けられないわけですね。それを単独でやるというのは、やはり町としても財政的にかなり厳しいわけです。だから、法人化っていいんですが、そういう民営化をしながらですね、町として、いろいろなことを支援していくというのが、最上な町としては方法ではないかと思っておりますので、そういう方向性は、私は変わらないでやっていかなければならないと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

議 長（川副 善敬 君）
6番。

6 番（永安 文男 君）

そういう発言を聞いて安心をいたしております。第3保育所の民営化とそれから中央保育所の民営化にかかわった人間としてですね、いろんな当時の問題、いろいろ解決しなけりゃならない課題等があったもんですから、その辺で政策が揺らぐようなことがあったらいかんということで、ちょっと確認をとらせていただいて。問題があることについては、もっと協議を当然しなきゃならないっていうことがありますのでね。

そして、今、子ども子育てに関して、何か町としてすべきことは、包括支援センターのほうに子ども子育てのそういうふうな対応できるところをつくられるということで、流れとしてはなっておりますのでですね、当時は中央保育所を民間委託するときには、子育て支援センターを、そういうものをつくったほうがいいんじゃないかという議論もしたわけですけども、だから、そういうことで、全部公立になった場合には、そういう対応ができるようなポジションをまた確保するという方法も、それに附随してですね、今の健康相談センターにできる部分に附随して、いろんなことが検討できると思いますので、どうぞそこら辺の検討をですね、お願いしたいと思います。

以上です。

議 長（川副 善敬 君）
ほかに質疑はありませんか。

（「なし。」の声あり）

これで、66ページ民生費から96ページ労働費までの質疑を終わります。

次に、96ページ農林水産業費から127ページの消防費までの質疑を行います。

2番。

2 番（浜野 亘 君）

116ページですね、2節会計年度任用職給の建設課作業班の分なんですけども、120ページの12節公園管理清掃委託料と関連をしてお話をさせていただきますけども、質問をさせていただきますけども。

建設課の作業班は30年以上前から私は知っておりますけども、小回りがきいて、即対応ができてということで、町内会のほうからは非常に感謝されている状況でございます。今回、予算勉強会のときにあったんですけども、作業班の作業員をですね、募集しても応募がないということで、3名が退職されて、11名から8名体制に変わるということで予算計上されておりますけども、今後も増やす予定がないのか、そこをお聞きしたいというふうに思います。

それから、155ページ、確認なんですけど、12節の——

議 長（川副 善敬 君）

いや、それは違うよ。127ページまで。
2番。

2 番（浜野 亘 君）

失礼しました。申し訳ございません。
今の会計年度任用職給のことについて、よろしくお願いします。

議 長（川副 善敬 君）

建設課長。

建設課長（川崎 順二 君）

作業班の編成につきましては、勉強会の折に御説明したとおりでございますけども、平成31年度まで11名、当初予算計上させていただきまして、今回は8名の会計年度任用職員への移行というところで、今年度から軽作業を中心に組みたいということで考えているところでございます。

議員御指摘のとおり、今まで道路の小修繕等を行っておりまして、小回りがきくような体制で、住民の方の対応に時間をかけずに対応できたというところでございますけども、今後、技術者さんのほうが、ちょっと確保が難しくなっております。昨今の建設業さんのほうでもなかなか難しいというのもございまして、本町のほうでも、会計年度任用職員の中で、そういう技術者を確保することができないという状況でございます。

今後、そういった小修繕等に手が回らないという部分が出てきますので、その部分については、住民の方に多少お待ちいただく時間が増えるのかなということではございますけども、現状として、そういった状況ですので、軽作業を中心として進めていきたいということで考えているところでございます。今後についても、当分はこの状態で進めていくべきかということで、考えているところでございます。

以上です。

議 長（川副 善敬 君）

2番。

2 番（浜野 亘 君）

今後も増やす予定はないのかっていう確認を。

議 長（川副 善敬 君）

町長。

町 長（古庄 剛 君）

今、建設作業班の皆さん方が今、前、今、課長からお話がありましたように、11名だったのが8名になったと。なかなかですね、人っていいですか、人間がなかなか見つからないで減っていると。今後増やすのかというのは、やはり、班の体制とか、工事、仕事を見ながらですね、皆さん方に協議を、原課と協議をしながらですね、どうするのかっていうのはやはり早急に考えなきゃならないと思っています。やはり、先ほど課長が申しましたように、住民の皆さん方から小回りがきく、草刈りとか、早くですね対応ができるということで、大変お褒めをいただいておりますので、そういうところについて、班の編成とかもありますのでですね、全体的に増やさなければならぬのかどうかというのは、協議をさせていただきたいと思っていますので、よろしくお願い申し上げます。

議 長（川副 善敬 君）

2番。

2 番（浜野 亘 君）

当面は、もう8名体制のように聞こえましたが、民間の建設業者さんをお願いするとなればですね、測量から、現場の測量から設計まで時間がかかる。今、小修繕といいますか、側溝に入れてもらったりとかしているのに、やっぱり二、三年はかかるわけですね。それ以上に、結果的にかかってしまうのではないかという心配をしておりますので、技術者のほうが確保されれば、ぜひとも御検討をお願いしたいと思います。

今、当面無理ですから、120ページの公園管理清掃委託料に関係してきます。皿山公園の管理については、今、パートさんみたいな形で、今回、会計年度任用職で雇用される予定ですけども、雇わないということであればですね、作業班の人員が、作業班を、忙しいときは菖蒲の株を植え替えるという作業等については、作業班でされるんでしょうけども、通常の草刈りができない、やはりそうなればシルバー委託という話に結果なるのかなと思うんですけど、問題もありますので、やはりその部分は作業をする方を、草刈りをする方を、前はお2人で夫婦で雇用されておりましたけども、1人ぐらいは作業して、毎日こつこつとやはり手入れをするっていう形で、せつかくきれいに今、皿山公園がなっていますね、来年度が完成になっていますけども、ある程度もう形が見えてきておりますので、今きれいにして、利用者それから皆様さん方に知っていただくということを考えれば、1名は、そこに草刈りをされる方、枝を切ったりとかする方が必要だというふうに思いますので、その考えはないかということをお聞きしたいと思います。120ページ。

議 長（川副 善敬 君）

町長。

町 長（古庄 剛 君）

今さっきお話もしましたように、11人から8人、3人減っているということであり、作業班の方もですね負担がだいぶ増えるわけですね。その中で、やはり公園の業務委託についても、作業班をお願いしているということもありますので、それについては、やはり、今、浜野議員の御指摘については十分やはり協議をしてからですね、やっていかなきゃならないと思っていますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

議 長（川副 善敬 君）

ほかに。

5番。

5 番（阿部 豊 君）

120ページ、下水道事業会計補助金3億6,000万円。予算勉強会の際に確認させていただきました。内訳としましては、基金取崩しが1億6,000万、残りの2億円のうち、法定内と法定外ということで、法定外が8,640万円、法定内においては、雨水関係の負担金と地方交付税等の措置額というふうに確認はさせていただいております。いわゆる、負担金というようなことではないかというふうに認識しておりますが、法定外において、法定外の補助ということになっておりますが、交付の根拠、条項等をお示しいただきたい。

すいません。それと同ページ、公園清掃のシルバー委託料、管理委託料。先ほど来の質疑でも申しましたが、随意契約で行う旨の確認をさせていただいておりますが、コンプライアンスに反するというふうに認識しております。修正がされないままの上程ということになっておりますけれども、どのようなお考えか、ここについても確認をさせていただきたい。

議 長（川副 善敬 君）

法定外の補助。
企画財政課長。

企画財政課長（藤永 大治 君）

ページ120ページの下水道事業会計の補助金でございますけれども、地方公営企業法の第17条の3というところで、地方公共団体は災害の復旧その他特別の理由により必要がある場合には、一般会計又は他の特別会計から地方公営企業の特別会計に補助をすることができるという条文をもとに、今回予算の計上をさせていただいております。

これは他の自治体にも参考に、どのような支出をしているのかというところで確認をしまして、他の事例も参考にしながら、今回予算の計上を行ったところでございます。

以上です。

議 長（川副 善敬 君）

建設課長。

建設課長（川崎 順二 君）

シルバー委託関係でございますけれども、先ほどありましたように、法令等に合うような形で、対応できるような形での整理をさせていただいて、進めさせていただきたいというふうに思っているところでございます。

以上です。

議 長（川副 善敬 君）

5番。

5 番（阿部 豊 君）

1点目、公営企業法云々、条項等内容説明ありましたが、災害云々はわかるんですよ。特別の事情という部分の判断について、どのような事情なのか。事情の説明をいただきたい。

議 長（川副 善敬 君）

企画財政課長。

企画財政課長（藤永 大治 君）

下水道会計において、令和2年度におきましては、3億6,000万、合計で、基準内・基準外合わせて3億6,000万が必要ということです。この会計を成り立たせ、下水道会計の予算を成り立たせていただくためには必要だということで、今回合計の3億6,000万の予算を計上をしておるところでございます。よろしくお願いいたします。

議 長（川副 善敬 君）
5番。

5 番（阿部 豊 君）

再度1点目、特別の事情というその政策、最終的な判断をされたのは首長の判断だと思います。条項等は所管課から説明ありましたが、首長として、どのような特別の事情という判断をされたのか、伺いたい。

また、先ほどの2点目の委託につきましては、いわゆる現行不可能な環境下である予算だということで確認をさせていただきましたので、1点目だけ、よろしくお願いします。

議 長（川副 善敬 君）
副町長。

副 町 長（中村 義治 君）

ただ今の下水道関係ですけれども、今、言われます基準外収入、繰入れということで、これにつきましては、不足する額の補填がないということで、ここを補填するためには、今、下水道使用料の160円をですね、汚水分の使用料として金額を上げなければ運営ができないということで、今回は、令和2年度の予算といたしましては、財政課長のほうからもありましたが、補填をするということで、一般会計のほうから基準外繰入れということで、予算立てをしてるということでございます。

以上です。

議 長（川副 善敬 君）
よかですか。
ほかに質疑ありませんか。
7番。

7 番（橋本 義雄 君）

自主防災組織のことで聞きたいんですけども、項目がありませんので、災害対策というなかで質問させていただきます。

各町内会すべて自主防災組織が立ち上げられたと聞いておりますけども、もうそろそろ、そういった町全体の町内会が加入して自主防災組織の活動をしようとするときに、やはり予算化せんばいかんちゃんかなかなと思うんですけども、どうですか。災害的にですね、今いろいろな災害が起こっております。そういったときに自主防災組織の中に、備品、その他いろいろ少しずつそろえていかんばいかん状況にあるんじゃないかと思いますが、どうですか。

議 長（川副 善敬 君）
しばらく休憩します。

（13時45分 休憩）

（13時47分 再開）

議長（川副 善敬 君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

総務課長。

総務課長（山本 勝憲 君）

すいません、お時間いただきまして。127ページのところにございます需用費、その中の消耗品等で自主防災組織用の資材購入費とか、ブルーシートとか、それと、昨年、一般質問等と言われておりました防災訓練ですね、それ関連の消耗品ということで、予算計上はさせていただいておるところでございます。よろしくお願いいたします。

議長（川副 善敬 君）

7番。

7 番（橋本 義雄 君）

やはり、32町内会すべて確保ということでですね、予算化、ここに備品で、消耗品ですということですけども、ちゃんとした自主防災用の云々と、予算の中に入れ込んでいただければ助かると思うんですけど。

それとですね、やはり消防団の補助員制度も、この前ちょっと言われましたけれども、まずは消防団の補助員よりも、正団員を多く入れるのが先決だと思うんですよ。それでですね、その方法としてですね、やはり自主防災組織を動かして、地域で消防団員を確保すると。そういう地域ぐるみですね、消防団活動をするですね、団員も入りやすいし、自主防災組織っていうのは、町内会の役員のほとんど入ってますからね。そういった人たちの力を借りながら、やはり正団員を増やしていく。そういうふうにしたらどうでしょうかと私は常に思うわけですよ。そうすることによってですね、消防団員も町内会に、自主防災組織には欠かせない存在でありますので、そこんところどうでしょうか。

議長（川副 善敬 君）

町長。

町 長（古庄 剛 君）

消防団員が各分団28名が多分定員だと思っております。この中で、やはり今、消防団のなり手が大変少ないわけでございます。いろいろな、何で少ないのかというのも、やはり魅力的な消防団ということもやっていかなきゃならないと思っていますし、やはり今、我々としにしても、若い人たちに入っていただくようなですね、仕組みっていうのを考えなきゃならない。手当の問題もあるかもわかりません。全体的にこう考えていかなきゃならない。

今、橋本議員がおっしゃったようにですね、町としにしてもやはり、そういう自主防災組織があるわけでございます。この中でですね、町内会の中でも勧誘をしていただくというのは大変重要なことであると思っていますので、やはりその中で、町としにしても、やはり皆さん方にも呼びかけをして、また、自主防災組織の中でも訓練をさせていただきながらですね、やはり消防団に加入していただくようになっていうことで、お願いをしてまいらなければならないと思っていますので、よろしくお願いいたします。

議長（川副 善敬 君）
7番。

7 番（橋本 義雄 君）

それとですね、やはり消防団というのは、地域ですね、今まで地域のリーダーをずっとつくってきたんですよ。リーダーを育成する場でもあったんですね、消防団っていうのは。ですから、そこんところも含めてですね、そういった団員の少ないところには、そうした地域防災組織の中で、地域の中で考えてもらって、そして、団員を増やしていくと。その補助団員についてもですね、おられる方はですね、どんどん入れてもいいと思うんですけども、消防団上がりで消防署上がりということであればですね、やはり年齢的にかなり出てきますので、やはりリーダーを育成するには、自主防災組織の中で一緒にやったほうが分団長も助かるんじゃないかなと思います。そういうことで終わります。

議長（川副 善敬 君）
1番。

1 番（須藤 敏規 君）

102ページの農地費の中にあるんですけども、今回はかなりの当初予算で9,600万ですね、増額してあるんですが、この中身を見ますと、なかなかこう何をやって、どういう成果を期待しているのか、ちょっとわからなかったもんですから、そこら辺のあれをお示し願いたい。農地費のですね。余り、物件費の需用費が8,300万まで、ちょっと、あとは隠してあるっていうか、 にしてあるから、何に使うか説明していただければ助かるんですけど。

それから、先ほどから2番議員さんがおっしゃってありました維持補修班の8名になったということですけども、建設課長の答弁では、軽作業を主に清掃とかというお話があったんですけど、一般個人が軽作業をしているまで行政が見て、草払いをさせて税金を使うのかと、ちょっと違和感が私あるもんですからですね。本来でしたら、地域でできることは地域でということで、協働のまちづくりということで、町長いつもおっしゃっておりますから、そういう検討も、今回は仕方ないですけど、できないのかですね。山間部に行けば、かなり道路が生い茂って、大変なところたくさんあります。しかし、なかなか要望とか、一般質問してもしていただけない。安全帯の白線を引いていただきたいというのも、なかなか進まない。やはり人が住んでいないとしてももらえないのかというのと常々感じるわけです。中央街とか、それぞれ白線とか引いてあるんですけども、執行としては計画的に予算を確保して進めておりますという答弁はいつも聞いておりますから、職員としてはごもっともな答弁だと思っております。しかしですね、本来的な町の施設の公共財産を守るために、道路は安全な車が走行するためにつくった道ですから、歩行者が通る道ではないということを前答弁いただいております。しかれば、人が通るためには、歩道をつくるべきじゃないかというのも、再三、各皆さんから聞いておったり、私も言った覚えがありますけど、そのほうには目は向けずに、ただ、最近の補助金を出たのを検討して事業が進められているのは当然だと思いますけど。そして、公園は安心して遊べる公園ですから、もし、今後、公園整備の清掃、道路の清掃とかされる場合は、そこら辺を重点に置かれてですね、安全に危険があったら、損害賠償とかいろんな問題が出てくるから、そういうのをしないために、きちんと管理するのが行政の仕事だと思っておりますので、そこら辺について、できたら、維持補修班は最低限度で雇用をすべきと私は思いますが、そこら辺の考えは、私の答弁は逆な答弁になるはずですから、検討をしていただけるかどうかをお尋ねいたします。2点です。

議長（川副 善敬 君）
産業経済課長。

産業経済課長（藤永 尊生 君）

ただ今御質問いただきました、予算書のほうの102ページのほうになりますけども、農地費のほうが昨年と比べましてだいぶ増えてるものでございますが、こちらにつきましては、大きなものでは、大新田排水機場、こちらのほうの整備のほうを考えておりまして、こちらの保全対策という形のほうで進めさせていただこうというふうに思っております。その分で、排水ポンプのオーバーホールであったり、ポンプ機械設備の部分の補修であったり、水門設備の塗装、除じん機の設備の塗装などを考えているものでございます。

こちらにつきましては、また、歳入のほうでも計上しておりまして、補助のほうを受けまして、実施するようにしておりますので、その分での歳入のほうも上げているという形で御理解いただきたいと思います。

以上です。

議長（川副 善敬 君）
建設課長。

建設課長（川崎 順二 君）

作業班の軽作業化というところの部分ですけども、その分につきましては、草刈りもそうですけど、大きなところでは、菖蒲園の菖蒲の管理等に人をとられますので、その部分での作業が増えてくると。

先ほどから質問がございました部分で、道路の維持、小修繕等に手がとれない部分、人数は減っておりますけども、そこで、人をとられない分、ほかの部分の草刈り等に手が回っていくのかというふうに思っているところでございます。

それから、山間部の道路につきましては、そういった草刈り等も極力手を回したいというふうに思っているところでございますけども、特に、先ほど指摘がありました白線等につきましては、ちょっと、そういう場所等を確認しまして、申し訳ないですけども、予算を見ながら、順次整備をさせていただければというふうに思っているところでございます。

以上です。

議長（川副 善敬 君）
1 番。

1 番（須藤 敏規 君）

管理面からいけばですね、菖蒲の管理、それは資格を持った人が1級か、2級か、そういうのを持っていればいいですけどですね、ただ、草払いして何とかってなれば、いささか十分な管理ができるかどうかはわかりませんが、できると思えばそれで結構なんですけどね。

それから、農地費はですよ、そして、各この需用費の中にあるのは、それぞれ項目があって、これをまた入札か何かでやっていくという考えを認識しておけばよろしいんでしょうかね。何件その項目がこの中に、修繕料が幾らって示してないですから、多分いろいろ入札なさると思うんですけども、そういう認識でよろしいかどうかだけお尋ねします。

議長（川副 善敬 君）
産業経済課長。

産業経済課長（藤永 尊生 君）

御質問いただきましたとおり、入札等のほうで対応をしていこうというふうに思っておりますので、よろしく願いしたいと思います。

議長（川副 善敬 君）

建設課長。

建設課長（川崎 順二 君）

すいません、菖蒲の管理につきましては、申し訳ございませんけど、資格を持っている者はありません。ただ、複数年雇用しておりますので、継続されておりますので、その中での技術というのを習得されている部分というのがございます。

それから、不明な部分につきましては、先進地等ございますので、そちらのほうでの研修等をしていただいたりして、整備のほうを進めていきたいというふうに思っております。

以上です。

議長（川副 善敬 君）

1 番。

1 番（須藤 敏規 君）

通常でしたら、専門外はですよ、そこより精通した専門屋の業者がもしおられればですね、そこに管理契約して、1年を通して、年に2回とか、3回とか、定期的総額を決めて委託したほうがより安全ですね、いいと私は思うんですけど、町がそうしたいのであればですね、やむを得ないと思いますけど。枯れた場合は誰が責任とるのかって、ちょっと心配してきたものですからですね。回答は要りません。

議長（川副 善敬 君）

ほかに質疑は。

3 番。

3 番（永田 勝美 君）

111ページの18節の負担金補助金の中の西九州させば広域都市圏連携市町村負担金で、36万円ということで、勉強会のときにちょっと説明があったように思うんですが、十分理解ができておりませんので、具体的にどういうものの負担なのかということをお答えください。

116ページですね、116ページの上の土木費の土木管理費の中の18節負担金、補助金、交付金のうちの下から2、3、4の3つの住宅リフォーム助成金その他ですね、3世代、それから耐震補助金等々について、先日の報告の中で、PR不足によって、活用がなかなか進まなかったという報告があったように思うんですけども、今年度、そのあたりをどのように改善していこうとされてるのか。件数について推移はどうかということについてもお答えください。2点です。

議長（川副 善敬 君）

建設課長。

建設課長（川崎 順二 君）

すいません、その分の住宅費関係の補助金の部分でございますけども、116ページですね。こ

の分につきましては、御説明したときに、PR不足でということでお話させていただいたところでございますけども、事業が始まりまして、年度当初に広報それからホームページ等に掲載をしたのみでやっておりまして、なかなか、その情報をつかんでこられない方というのがあったようでございますので、できる範囲でといえば、広報紙を何度か行うとか、あとはホームページの掲載等にちょっと工夫を凝らすとか、そういったことで対応していきたいというふうに思っております。

件数の推移もですかね。すいません、耐震のほうに——（永田議員「ああ、いいですよ。みんな同じでしょ。」）

議 長（川副 善敬 君）
産業経済課長。

産業経済課長（藤永 尊生 君）

御質問いただきました111ページの負担金のところがございます西九州させば広域都市圏連携市町負担金36万円でございますが、こちらにつきましては、広域連携によります周遊観光の推進、こちらの事業を行うものでございますが、この内容につきましては、顧客満足度の調査というのを実施される予定でございます。その中で、観光地の定数としまして、45か所のほうを調査をされるというなかで、各市町ございますけども、その分の負担金ということで、1市町当たり18万の2か所分ということで、36万の分を計上させていただいているところでございます。

以上です。

議 長（川副 善敬 君）
3番。

3 番（永田 勝美 君）

満足度調査、45か所っていうふうに言われましたけど、佐々町そのうち、何か所あるんですか。

議 長（川副 善敬 君）
産業経済課長。

産業経済課長（藤永 尊生 君）

調査箇所は2か所になります。

議 長（川副 善敬 君）
よろしいですか。
ほかに質疑は。

（「なし。」の声あり）

これで、96ページから農林水産業費から127ページの消防費までの質疑を終わります。
しばらく休憩します。

(14時03分 休憩)

(14時11分 再開)

議長（川副 善敬 君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、128ページ教育費から169ページ予備費までの質疑を行います。

5 番。

5 番（阿部 豊 君）

146ページ、工事請負費、部活室等改修工事について質疑をさせていただきます。

予算勉強会の折に確認させていただきましたが、この計画については、教育次長の説明では、平成25年、26年度あたりで設計をしたというふうにお伺いしました。

計画に基づき、その必要性のもと、その設計業務等を行われると判断し、予算について、議員として認めてきているというふうに私は考えておりますけれども、なぜ、令和2年度に実行予算が、25年であれば、6年、7年かかるととですかね、なったのか。また、今年度と設計年度時点での予定額の差は幾らぐらいになるのか、確認をさせていただきたい。

議長（川副 善敬 君）

教育次長。

教育次長（水本 淳一 君）

御質問の中学校部活動室の改修工事が上がっているけれども、設計を行った年度はいつなのかという、その点につきまして、勉強会の折に質問がございました。先ほど御指摘がありましたように、平成25年度、26年度ごろではないかと私がちょっと資料を持ち合わせておりませんでしたので、正確な御回答ができなかったわけですが、平成24年度中に設計が完了しておることを確認いたしました。大変申し訳なく思っております。

工事の遅延につきましては、毎年度ですね、当初予算編成の折に各学校からの要望を聴取したり、財政部局との協議の段階で優先順位等をもって予算を編成しておるところでございます。

中学校のグラウンドにつきましては、中学生の部活動等の利用、あるいは、一般住民の方のナイターでの使用、あるいは、運動会などの開催などのですね、町の行事などで活用しているところですので、以前もほかの議員さんから御指摘がありましたように、トイレの改修を含めた当該事業については、できるだけ早い段階でとるべきであったというふうに反省をしておるところでございます。

御指摘の御質問の事業費の積算額でございますけれども、当時も大体2,200万の積算事業費でございましたけれども、当時、消費税額が5%であったこと、今現在10%であるということ、それから資材単価、それから人件費が毎年改定されておりますし、もろもろ、そういったものを含めまして、全体的に約1.3%から4%ほどの事業費が、差が出ておるというふうに考えておるところでございます。事業費の見込み額の比較としましては、先ほどの概算のパーセントで積算いたしまして、約700万程度の差があるのではないかとというふうに考えておるところでございます。

以上です。

議長（川副 善敬 君）

しばらく休憩します

(14時16分 休憩)

(14時17分 再開)

議長（川副 善敬 君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

教育次長。

教育次長（水本 淳一 君）

失礼いたしました。

工事費につきましては、予算額に、予算書にここに記載されておりますとおり、146ページでは、2,900万、約2,900万でございますけれども、当時の事業費見込額が2,200万ということですので、先ほどの御回答を申し上げたところでございます。

先ほどの遅延の理由というところが明らかではないということでございますが、平成25年度に着工につきましても考えたところでございますけれども、当時の担当者に聞きますと、骨格予算であったこと、あるいは、旧武道館、資料館等の建設上の問題が明らかになって、その解体工事を優先することになったとか、あるいは26年度、中学校の運動会、防球ネットの設置などの住民の安全を確保するための工事、それから、大きな事業としまして、文化会館の調光設備改修、そういったものを行っておるようなところでございます。

それから以降、地域交流センターの建設とか、あるいは空調設備の整備工事、設置工事、あるいはトイレの改修工事、順次進めてきたわけでございますけれども、昨年度ですかね、議員さんからの御指摘もいただきまして、トイレの奥まったところにありますので、中学校生徒の安全を確保するとかですね、住民の方の利便性向上に向けて改修事業するべきじゃないかという御指摘も受けた経緯もございまして、早急に取り組むべきということで理解はしとったところでございます。今になって申し訳なく思っております。

議長（川副 善敬 君）

5番。

5 番（阿部 豊 君）

なぜ、今年度になったのかの明確な理由の答弁になってないと思います。計画予算、設計予算は、既に多く上がってきているんですよ。なかなか実行予算が組まれてきてなかったというのが昨今の状況じゃないだろうかと。必要性を認めて、緊急性等も含めて実行するために設計をされたわけでしょう。そのとき行っておけば、700万からの事業費の削減があった。住民においては損失額ですよ。はっきり申し上げて。計画自体がおかしかったのか、それとも政策決定の遅延による損害なのか。再度の御答弁をいただきたい。

議長（川副 善敬 君）

教育次長。

教育次長（水本 淳一 君）

毎年度計画を上げながら、優先順位をつけながら実施してきたわけでございます。昨年30年度中に策定いたしました財政計画の中では、令和2年度実施ということで計画に上げさせて、担当課といたしましては、上げさせていただいたわけでございます。

以上です。

議 長（川副 善敬 君）
町長。

町 長（古庄 剛 君）

1番、これは先ほども話しましたように、25年度に設計を、24年度ですかね、設計をしたということで、25年度着工ということで、元々考えていたわけですが、そのときに、皆さん御存じのとおり、武道館と資料館の問題が建設上の問題が明らかになったということで、その解体工事ということで、それに入りまして、その後、センターをつくらなきゃならなくなったということで、その分がずっと流れてきて、今日まで来ていたということでございます。

それと、やはり、トイレとか、グラウンドのトイレとか何かも運動会をするたびにそういう要望があったもんですから、やはり、これはやらなきゃならないということになりまして、そういう設計があったもんですから、それを使って、今年度要求をしたということ、要求が上がりましたので、それでやっていきたいと。それまでにいろんな面で学校もいろいろやってきたんですけど、やはり予算上、全体的な予算は配分を考えてですね、ずっと順々にやってきたもんですから、今回こうなったということでございますので、どうぞ御理解をいただければと思っております。

議 長（川副 善敬 君）
5番。

5 番（阿部 豊 君）

その必要性等々を問うてはいるわけではありません。必要であるから設計額を予算を認め実行してきたと。設計に基づく実行がたなざらしになっていたというのが現状認識ではないかと。今年度も来年度も新年度の予算も含めて様々な計画がされていますけれども、実行しないことには完成はしない。そのとき出来ていれば、何百万もの、現在と比較するとですよ、安価にできたということは、大きな損害が発生しているというふうに、私自身認識せざるを得ませんので、そういった認識を持ったまま質疑を終わりたいと思います。

議 長（川副 善敬 君）
ほかに質疑は。
3番。

3 番（永田 勝美 君）

142ページ。142ページだけじゃないんですけども、各項あるんですけども、要保護、準要保護の就学援助ですね、就学援助費の増減の状況、推移について、今年度予算は前年度実績と比べて拡大しているのか、減少しているのか、どの程度か、概算でもいいですので。

今年度は、要するに保護基準を変えた基準年ですので、前年度との比較でどういうふうに変化したのかというのがわかれば。わからなければ後からでも結構です。後で教えてください。

146ページ。146ページは、これは休日の学校管理業務委託というものの、これも勉強会のところで、シルバーへ委託するかのようなお話がありました。これについての対応をどうするのかですね。先ほど来の議論を踏まえての対応です。

それから、あと、ちょっと場所がよくわからないんですけども、いわゆる郷土民具等がですね、史料館がなくなって、今、倉庫に保管されている分について、今後の展示の方向というか、そういったものについては出ておったかと思しますので、今後の史料館を建設する計画があるのかとかも含めてお答えいただきたい。

それと最後にですね、116ページに、今回、町民体育館の天井の改修工事をですね、緊防債でやるということでありました。そのことについて異論はないんですけども、私、交流センターやこの体育館もそうかと思うんですけども、いわゆる避難所となっている施設はですね、空調についても緊防債の対象になっているんですよね。非常に、緊防債そのものは御承知のように70%補填されるということですから、非常に有利な条件だというふうに思うんですけども、空調もですね、この機会にやっておくべきではないのかと。特に交流センターの1階の多目的室はですね、冬はストーブつけて練習しているみたいな状況ありますので、夏は蒸し風呂のようだという状況もありますので、この際やられてはどうかということを何回かお話したことがあります、今回計画はされなかったのですね。

以上です。

議 長（川副 善敬 君）
教育長。

教 育 長（黒川 雅孝 君）

申し訳ありません。準要保護の今年度末の確定数については、今のところ握っておりませんが、平成30年から令和1年、人数の増加率というのは、7.6%程度。これが1月の時点ですので、今年度の最終的な数値については近々に取りまとめたいと思っております。

それから、休日代行員についてですけど、御指摘のとおり課題がございます。私どもとしては、早急に他課とも連絡調整しながら改善していきたいというふうに考えておるところでございます。

それから、歴史資料館、旧歴史資料館展示品、収蔵品についてですが、少し作業が遅れてるのは事実でございまして、本年度、今まであったいろんな資料について整理をいたしました。来年度中にまず保管、保管を優先して、しかるべきところを、公民館等を想定しておりますけれど、しかるべきところに収蔵をして、そして、展示の方法についてですね、検討委員会のほうで検討したいというふうに思っているところです。あ、来年度中ですね。

以上です。

議 長（川副 善敬 君）
教育次長。

教育次長（水本 淳一 君）

町民体育館の天井改修工事につきましては、令和2年度実施するということで説明いたしております。落下防止対策、天井落下防止対策ということでメインを考えておりまして、ライトのほうもLEDに変えたいというふうに考えております。

先ほど御指摘のありました空調設備までの改修につきましては、今回は入れておりませんので、すいません。よろしくお願いします。

議 長（川副 善敬 君）
3番。

3 番（永田 勝美 君）

内容的にはわかりました。最後のいわゆる緊防債を活用した体育館のLED等々やるということですけども、これは令和2年度が締切年度だというふうにお聞きしておりますので、そういう点では、今のところは、緊防債を活用しての交流センターの空調や体育館の空調について

は考えていないという理解でよろしいですか。

議長（川副 善敬 君）
教育次長。

教育次長（水本 淳一 君）

教育委員会といたしましては、そういった施設に対する冷暖房の要望が今のところは多く、多くというか、入ってきたことがないんですけども、今の緊防債を使った、そういった交流センターあるいは町民体育館の空調設備整備につきましては、今のところ考えていないということでございます。

議長（川副 善敬 君）
3番。

3 番（永田 勝美 君）

町長か総務課長のほうからいかがですか。そのあたりについては。

議長（川副 善敬 君）
町長。

町 長（古庄 剛 君）

大変申し訳ございません。今の次長が言うとおりの体育館の冷暖房っていいですか、そういうことについては、まだ、町としては考えてないということで、大変申し訳ございませんけど、やはり、緊防債を使ってまで、そこをやるということは、今のところ考えていませんので、よろしくお願い申し上げます。

議長（川副 善敬 君）
4問目ね。
3番。

3 番（永田 勝美 君）

このことはですね、何回か私申し上げたことがあったんですけども、要するに夏場にですね、いわゆるその避難所開設ということがよくあるわけですね。夏場に開設となればね、当然避難所が、今はそんなに大量に避難の方が訪れるという状況ではないので、問題にならないんですけども、そういうケースが起きたときにですね、本当に大変なことになるということはあるますし、日常的にも、特に交流センターのほうが特に問題になるんだろうと思うんですけど、交流センターの1階はですね、本当に緊防債を使って今の時期にやったほうがいいのではないかとということを何回か申し上げておったんですが、検討はされなかったということですかね。総務課長に申し上げましたよね、そのことをね。

議長（川副 善敬 君）
総務課長。

総務課長（山本 勝憲 君）

避難所ということで冷暖房の設置ということでございますけど、避難所の今までの実績から

いきますと公民館、あと地域交流センターの2階ということで、スペース的には十分あったということで、そこまで、通常の利用でやっぱり空調の設備が要るかという部分の判断につきましては、そこまで私もしておりませんので、そういうなかで、今の状況であれば、確かにおっしゃるとおり、大規模災害、想定外の災害が起きたときにどうなるのかという部分はおっしゃるとおり心配がございます。その部分につきましては確かにあるんですが、そこまでの検討は、申し訳ありません、いたしておりませんで、よろしくお願いいたします。

議 長（川副 善敬 君）

ほかに質問ありませんか。
6 番。

6 番（永安 文男 君）

すいません。一つ単純なことで申し訳ございませんが、予算書ですね、134ページ、それから140ページ、それから146ページ、この委託料の中に廃棄物収集処分業務委託料というのが3個あるんですけども、このことで、私が勉強会るとき聞き漏らしとったかもしれませんので、申し訳ございませんが、教えてください。

議 長（川副 善敬 君）

教育次長。

教育次長（水本 淳一 君）

これにつきましてでございますが、課長会を通じまして各施設で出ました廃棄物、産業廃棄物として認められる分につきましては、クリーンセンターの受付はもうできないというのが従来からの方向性でございましたので、今回新規で計上しておりますけれども、業者の収集による、例えば蛍光灯、学校から排出される蛍光灯につきましては、業者のほうにお願いをするということで、今回から計上させていただいております。
以上です。

議 長（川副 善敬 君）

6 番。

6 番（永安 文男 君）

新規ですね。去年の当初予算には載ってないもんね。そうすると、新規で説明はありました。

議 長（川副 善敬 君）

教育次長。

教育次長（水本 淳一 君）

すいません、これ新規ということでの説明が漏れております。申し訳ございません。

議 長（川副 善敬 君）

6 番。

6 番（永安 文男 君）

クリーンセンターで学校から出る、当然公共的なところから出る分というのは産廃扱いとい

うことで、そういうふうな取扱い、今度、令和2年から始めるということ、何かそういうふうな問題指摘等があつて、そういうふうな取扱いになったということですかね。確認だけ。

議 長（川副 善敬 君）

保険環境課長。

保険環境課長（安達 伸男 君）

事業系ごみの取扱いについて令和2年度からきちんと整理をしていくということの中の一つとして、教育委員会だけではなくて、公共施設、要は町の施設から出るごみ、これについても、中には産廃になるものもございます。そういったものをきちんと処分をしていただくということで、予算化をしてくださいというお願いを保険環境課のほうからいたしまして、それぞれの課で予算化していただいているという状況でございます。

よろしく願いいたします。

議 長（川副 善敬 君）

6番。

6 番（永安 文男 君）

そういうふうな取扱いの規定で、しっかりその公共施設、学校あたりから出た部分でも、その取扱いになるっていうことは、蛍光灯とか、何とか、家から出る分なんかと同じですけど、産業系になるのかどうかというのは、それ具体的な検討調査はされたということで理解してよろしいですね。わかりました。

議 長（川副 善敬 君）

ほかに。

2番。

2 番（浜野 亘 君）

155ページ、先ほどちょっと間違えまして、すいません。

ほかのところにも出てくるんですけど、155ページの12節の特定建築物定期調査報告業務委託料というのが各施設で出てくるんですけども、大きな集会場的なところが対象になるんですけども、これは3年に1回報告をする義務があるんですが、地域交流センターは、建設して3年ぐらいだと思うんですよね。それで、初回は免除の規定があると思うんですけども、その確認をしたいと思います。本当に対象建築物なのか。

それと先ほど3番議員が言われたのは、私も地域交流センターにはエアコンをつけたほう、何で付けなかったのかということで、前言いましてけども、課ごとに考えれば、課長がおっしゃるとおりなんです。町全体を考えたときに、武道されている方の利用者のことを考えれば、やっぱり入れて、災害があったときは避難所で使えるということを考えていったほうがいいのかっていう意見だったことに対して、もう切り捨てられてしまったので、私が言わないといけないかなと思ひまして、やはり、こういう起債事業が活用できるんだったら、一財全額じゃなくていいんじゃないんですか。2年度中ということであればですね。その辺の御検討をするのかしないのか。

それから、165ページの町民体育館について、ちょっと聞き漏らしておりまして、体育館の改修工事、天井の落下防止と言われたんですけど、どういう工事をされるのかなって。私が言っていたのは鉄骨がさびているので、塗装せんばいかんちゃんないでしょうかと。小学校のよ

うに網を張るとかっていう話じゃないと思いますので、内容をちょっとお聞きしたいというふうに思います。

議 長（川副 善敬 君）
教育次長。

教育次長（水本 淳一 君）

1番目の特定建築物の地域交流センターのこの点検関係でございますが、今、ちょっと、すいません、私の手持ちがなくて申し訳なく思っております。ちょっと、今、担当が調べていると思いますので、後ほど回答させていただきたいと思います。

町民体育館の天井の落下防止対策ということで、天井に白いボードがございます。それがばらばら落ちている、老朽化によるばらばらが落ちていることもございましたので、それを撤去するという、それから、天井が落下しないように補強を行う。それから、御指摘ありましたようにさび止めを行うというところまでの作業というふうに聞いておるところでございます。

以上です。

議 長（川副 善敬 君）
総務課長。

総務課長（山本 勝憲 君）

空調設備につきましては、おっしゃるとおり役場としてしっかりした体制で、各課連携取りながら、政策については考えていきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

議 長（川副 善敬 君）
しばらく休憩します。

（14時39分 休憩）

（14時44分 再開）

議 長（川副 善敬 君）
休憩前に引き続き会議を開きます。
教育次長。

教育次長（水本 淳一 君）

休憩で時間とりまして大変申し訳なく思っております。

議員御指摘の地域交流センターに対しましての特定建築物定期調査報告業務委託料の件なんですが、28年度に建設を行い29年度から供用開始を行っておるわけですが、議員御指摘のとおり建築年度当初でありますので、大きな建築物としての検査の該当はありませんでした。免除ということでございます。

それから、令和2年度、3年間ごとに大きな調査がまいります。建築物としての大きな検査が今度令和2年度に行われます。それから、毎年行う必要があるのが設備関係の定期点検が必要でございますので、毎年点検は予算として上がってまいります。大きなものとしましては、3年に1回ということでございます。

以上です。

議 長（川副 善敬 君）
2 番。

2 番（浜野 亘 君）

町民体育館で、私が補足します。LED化、水銀灯をLED化するのを先ほど忘れられていたようですので、LED化するということで、先ほど報告がありましたので。

それと、時間とらせて申し訳なかったです。

以上です。

議 長（川副 善敬 君）
ほかに。

（「なし。」の声あり）

これで、128ページから、教育費から169ページ予備費までの質疑を終わります。

最後に、歳入歳出全般の総括質疑を行います。

質疑のある方はどうぞ。

8 番。

8 番（平田 康範 君）

午前中の質疑の中でちょっと聞き漏らしておりましたのでお伺いしたいと思いますが、役場庁舎夜間の休日等の管理委託業務につきましてですね、実は土曜日曜祭日の対応についてお聞きしましたところ、総務課長はシフトをもって職員を待機させて対応するという事で答弁をいただいております。これをシフトによって職員を待機させるということは、その1日間ですね、拘束する時間帯に私はなと思うんですよ。そうしたときに、この予算書を見ますとそれにかかります待機手当といいますが、職員手当等が計上されてない。職員で対応するということは、これは結構なことなんです。例えば、住民福祉関係の婚姻届とか、出生届とか、死亡届とか、これはやはり個人情報絡んできますので、職員の方で対応されるっていうのは好ましい対応だろうと思うんですが、要は待機させるっていうことは、その1日間は、職員は拘束される時間だということで、手当が発生すると思うんですが、そのことについて、どのようなお考えか。

議 長（川副 善敬 君）
総務課長。

総務課長（山本 勝憲 君）

すいません、先ほど職員を待機させるということで御答弁差し上げましたが、考え方としては、緊急の連絡があったときに対応できるような体制をとりたいということで考えておりまして、確におっしゃるとおり、きちっとその時間になさい、その1日絶対いなさいよということであれば、そのような懸念が発生するかと思いますので、そこも含めたなかで、今後検討させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

議 長（川副 善敬 君）
8 番。

8 番（平田 康範 君）

待機させるっていうこと、もう拘束時間なんですよ。というのがですね、ちょっと判例から申し上げますけども、大きな製造業関係とですね、それからビルの管理関係にかかった事件について最高裁が判例を出しております。それをもとにですね、この労働時間の定義っていうのが出てきてるわけですが、その定義を見ますと労働者がその時間を自由に使うことができない場合は使用者の指揮命令下のもとにあると。したがって、労働時間に当たるということなんです。自宅においてですよ、連絡がとれる状態だということでも、例えば、どこかに行っても連絡がとれる状態をとっとかんばいかん。ということは、これ拘束時間なんですよ。ですから、法令上、それはぴしゃっとした形で対応しなければ、法令を守った形での取り組みではないということで私は思うものですから、これについては、言われますように、早急に検討して、法令に基づいたですね、職員に対する対応、これを求めていると思います。

議 長（川副 善敬 君）

ほかに。

9 番。

9 番（淡田 邦夫 君）

いろいろ意見が出ましたけれども、1つだけ。

予算書の中の、予算説明書の中の2ページの中に、本町の令和2年度以降の収支見通しってところの1番下のほうにあるんですけども、限りある資源を有効に活用する中でって、私はこの資源というのを町有地ということでちょっと思ったんですけども、この令和2年度の一般会計の説明の中で、ここの町有地の測量とかそういう実際にあったかどうかわかりませんが、そういう予算がなかったものですから、この町有地、令和2年度の町有地、どういうふうな計画をしておられるのか。限りある資源ということで、ちょっと――

議 長（川副 善敬 君）

すいません、財源の間違いじゃなか。

9 番。

9 番（淡田 邦夫 君）

ごめんなさい。財源です。財源です。ごめんなさい。資源じゃありません。財源です。

財源ということで、それを私、町有地とちょっと置き換えたものですから、そういう、どういうふうに、令和2年度で、来年から第7次総合計画って始まるわけでございますけれども、どういうふうに町長はお考えなのか、それをお伺いしたいと思います。

議 長（川副 善敬 君）

町長。

町 長（古庄 剛 君）

財源というとき、やはり基本的には一般財源を増やすために努力しなきゃならないということで、やはり税収とか、補助金とか、いろんな分を増やすような努力をしなきゃならないと。まあ、手立てとしての町有地の売却というのがありますけど、これについては、まだ、皆さん方にお諮りもしてないし、それについて、やはり、町有地も売却するのかどうかというの、それが財政が運営じゃなくて、一般財源をいかにして、町有地に求めて、町有地、一般財源を増やすかということを考えなければ、やはり財政の運営というのはなかなか厳しいんじゃない

かと思っていますので、よろしくお願い申し上げます。

議 長（川副 善敬 君）
9 番。

9 番（淡田 邦夫 君）

確かにですね財源ということで、やはり、その町有地に関して、今、里公民館とか、前の里公民館、診療所、あそこもきれいになりました。幼稚園のところ、前の幼稚園、それから春の山団地、そういう多くの町有地があるんですけども、ここ、もう解体して、もう何年になりますですか。そういう全くのそういう執行のほうから、そういう計画ということが全く示せないということですね、令和2年度でどういうふうにお考えしておられるのか。それをちょっとお伺いしたもんですから、お聞きをしたわけです。

議 長（川副 善敬 君）
町長。

町 長（古庄 剛 君）

町有地の有効利用については、今、ことし、解体を全部終わりました。これについては、今後やはり、財政計画と密接に関係あるわけでございますけど、町として、どういう利用をするのかというのは、今後皆さん方と協議をしながら進めていきたいと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

議 長（川副 善敬 君）
9 番。

9 番（淡田 邦夫 君）

お互いがですね、検討し合うのは一番いいんでしょうけども、やはり、1 番議員のほうから、まず計画というような話が出ております。すべてにおいてですね、何事にもやはり計画というのが一番、PDCAとか、さっきから出ておりますけれども、そういうことですね、まず計画ということが一番必要じゃないかということで思っておりますので、どうぞ令和2年度をですね、前向きの計画をしていただきたいということで、要望しておきます。

議 長（川副 善敬 君）
ほかにありませんか。

（「なし。」の声あり）

ないようですので、これで歳入歳出全般の総括質疑を終わります。
これから討論を行います。
5 番。

5 番（阿部 豊 君）

反対討論いたします。

今回の令和2年度佐々町一般会計予算、勉強会を通じ質疑もさせていただきましたが、特に町内会事務連絡業務委託においてははっきりしましたことは、業務委託ですので、消費税を支払

うと。とはいえ、支払いについては給与源泉を払う。給与源泉で報告をすると。人件費は消費税対象外というふうな、私は認識しておりますので、その部分、アンマッチ、制度設計にコンプライアンスに反すると理解しております。御苦労いただく方々に対し、自治体として御迷惑をおかけしないようコンプライアンスに反しない状況でお願いすべきというふうに認識しております。

また、同じ業務委託等々で、今回、私も種々調べさせていただきましたが、特に役場庁舎夜間・休日等管理業務委託においては、また、それに随する部分もあります。随意契約で行うと。この内容においては、私は随意契約を否定するものでも、高齢者の雇用の安定等に関する法律を否定するものでもありません。しかしながら、法の示す部分につきましては、恣意的な運用を防ぐため認定すると、あらかじめ認定に必要な基準、あらかじめ2名以上の学識経験を有する者の意見を聴取すると。あらかじめということですよ。先んじて行うことであって、現状行われていない状況にあります。ましてや、学識経験者の意見が執行の望むような意見であれば、また、その執行も可能であろうかと思えますけども、おかしいという状況になれば、ますますの混乱が生じる事案であると認識しております。

また、住民の福祉の増進を目的とした自治体サービスにおいて公正公平な中に適正な競争原理も求められております。ある種、民業圧迫を行ってもいけないと、そういった様々な判断のもと、現状、事後に行うことでないというふうに記載してある以上、この当初予算は、所要の環境が整っていない状況での上程であると、コンプライアンスに反しているということは質疑の中でも明らかになったと。自治法、総務省例等々に反する状態での当初予算の賛成は、私一議員としまして、到底できるものではないというふうに意見を述べ、反対討論といたします。

議 長（川副 善敬 君）

ほかに討論は。

6 番。

6 番（永安 文男 君）

賛成の立場で討論をいたします。

今、この予算書は、先ほど5番議員からる反対内容の御説明ありましたけれども、細部にわたっては、町長が掲げられる「暮らしいちばん！住むならさざ」の実現に向けて、この予算項目を計上されながら、今後の10年に向けて進んでいくというような予算計上がなされておるものと思いますが、やはり、投資的事業、それから、それにかかわる設計関係、それから、いろんなソフト面では防災力の向上とか、あと、先ほど言いました次期総合計画、総合戦略等の事前の計画準備、そういったものがなされる予算というふうなことで、先ほど反対討論の中で、コンプライアンスに反するというようなことがありますけれども、私もそれを是とするものではありませんけれども、先ほどの議論の中で、3月31日、今年度までにその整理をつけて、そういうふうなことにかけられないように努力、当然結論を出すというふうに理解をいたしましたので、このことについては、それを約束されたというふうに考えまして、賛成といたします。

議 長（川副 善敬 君）

3 番。

3 番（永田 勝美 君）

反対討論いたします。

今年度、今回の令和2年度予算では、中学校の洋式トイレ改修が盛り込まれて、町民や子どもたちの要望が実現したことは評価いたします。あるいは、医療ケア児の積極的な受入れに尽

力されたこと、これについても、大変、その子どもさんもですね、友達もできて成長していると。両親から佐々町に来てよかったという言葉もいただきました。さらに、今回のコロナウイルス対策では、学童保育の受入れについてですね、積極的に支援されたことについて評価いたします。引き続き、現状に即した真剣な対応を期待します。

しかし、一方で、議会のたびごとに質問がありました様々な課題について前進がないことは大変遺憾だというふうに思います。

1つは、地域交通町内巡回バス実現に向けて取組みについて。地域福祉計画はできましたが、具体化が進んでいない。今、行われている外出支援の取組についても不便さが指摘され、利用が伸び悩んでいるのに改善の手立てさえ示されない。さらに、町外への通院についての不便を訴える町民の声にこたえようとしない予算となっています。

2番目に子育て支援の課題について、子育て世帯の所得が昭和60年代水準、バブル前の水準に落ち込んでいる。可処分所得は、実質可処分所得は一方的にずっと下がってきている。その上に、消費税が昨年から引き上げられ、低所得世帯ほど負担が重くなっている。学校給食費の要望については、前向きの検討すら行われていない。そればかりが、この消費税引上げに当たってはですね、便乗値上げとも言えるべき、町の公共施設利用料金の引き上げさえ行っています。さらに消費税引上げとともに始まった3－5歳児の副食費の負担について、近隣自治体がこぞって無償化の取組みを進められているなかで、佐々町だけが具体化しないというのは不当というしかありません。保育所の問題について言えば、拙速な保育所民営化については、私は反対です。これまで果たしてきた保育所の役割、あるいは、育成プロジェクトの意見も聞き、誰のために何のための保育所かということを原点に返って、持続可能性のある事業として確保していくべきだと考えます。

ごみ処理施設の大規模修繕長寿命化をめぐる、当初は佐世保市への受入れ要請を繰り返すなかで、それが不可能となるというなかでですね、受け入れられないとなったところで、安易な大規模修繕計画に多額の予算を投入する計画を出した。しかも、議会として先進地視察などを行ってきましたが、その成果について全く無視した計画が進められている。環境問題への対応意識も感じられず、民主的なプロセスを踏んでいるとはいいがたいと思います。結果として、町民の財産を毀損する今回の計画は認められないというふうに思います。

I Rカジノを推進する行政施政について、中枢連携都市圏問題では、多くの町民の声を無視して、町民が子どもたちに負の遺産を残す賭博場であるカジノ誘致を応援する内容が盛り込まれたことは決して容認できません。

最後に、原発再稼働容認、大規模災害対策について。3.11から9年目を迎え、原発が人類と共存できないことを教えています。自然再生エネルギーへの転換の先頭に立つべき町政が安倍内閣に追随して原発再稼働を容認している。原発の重大事故対策にも無関心無防備な態度を続けています。そのことは、重大災害が頻発する今日、町民の安全を守る上で必要となる防災担当職員の養成もならざりにし、兼務で対応する。町民を対象とした避難訓練も行わない。啓発活動も貧弱で、ハザードマップをつくっただけという状況だと思います。前進面に変化しない予算となっています。

そうしたなかで、やはり、今回の予算には、小さくとも輝く自治体佐々町を築いていくという気概が感じられません。ぜひとも、この討論で指摘した課題については真摯に吟味され、補正予算など改善の努力をされることを求めて、反対討論といたします。

以上です。

議長（川副 善敬 君）

ほかに討論ありませんか。

1 番。

1 番（須藤 敏規 君）

反対討論なさった方の論点につきましては、非常に私も理解をしておりますが、この予算につきましては、賛成の立場で討論をさせていただきます。

今回は会計年度任用職員の4月からのスタートということで、もろもろの佐々町に雇用されている皆さん方のパートとか、嘱託と臨時、その整理に当たって十分な審査をされたことと思いますが、まだまだ不十分な点があったのではないかと考えております。総務課長答弁にもありましたように、今月中にはその整理をして、ちゃんと恣意的じゃないという証拠を示して進んでいただきたいと思います。

また、もう1点、地域交通の具体化についての反対がございましたけども、なかなか現状では、私も一緒に視察研修に行ったわけでございますけども、巡回バスとか、いろいろ見てまいりましたけど、当初導入しても、最初はよろしいかと思いますが、なかなか、これがうまくいった事例はあまりないように聞いております。現状では、今のタクシー券、そういうのを再検討して、拡大していく方法しかないのではないかと考えております。

消費税につきましては、この予算、町長が示しております予算説明書の最後のページにございますが、消費税に伴います増収分につきましては、各社会保険関係、保健衛生関係において繰出金ということで、2億、介護保険、国民健康保険、それぞれ1億ずつとか、後期高齢者医療関係に使われているということで、また、社会福祉関係においても、子ども・子育て支援とか、そういうのに配分して予算が組まれているものと判断をいたしております。

もろもろ、ごみ措置問題についても意見がございましたけども、ごみ処理施設につきましては、当初から鹿町の、あそこ間違えました、ごみ処理が1町で運営するようになってから、早期に取り組むべきとは申し上げてきましたが、なかなか具体的に佐世保との交渉がうまくいかず、今日に及んでいるということは本当に残念でございますが、しかし、こうなった以上は、当分の間、佐世保市との協議をするなかで、この方法しかないのではないかとということで、長寿化に取り組んで、その中で、今回、町長は、西九州させば広域圏に入ってこられましたので、チャンスを見て、その佐世保市のごみ処理施設の問題について協議を進めていただきたい、そのように考えるものでございます。

今、申し上げましたもろもろの件につきまして、今回の予算につきましては、新しい保育所の運営の建設ということで、民間の方が取り組まれるという事業があったり、私が思うております庁舎改造とか、それからごみ処理の計画、し尿の前処理施設の建設、こういう問題を早急に今年度でめどを立てないといけないということで、総合的に考えまして、私は賛成という立場に立ったわけでございますので、一応、終わります。

議長（川副 善敬 君）

ほかに。

（「なし。」の声あり）

これで討論を終わります。

これから採決を行います。この採決は起立によって行います。議案第24号 令和2年度佐々町一般会計予算は原案のとおり可決することに賛成の方は起立をお願いします。

（賛成者起立）

起立多数です。したがって、本案は可決されました。

しばらく休憩します。

(15時09分 休憩)

(15時17分 再開)

— 日程第3 議案第25号 令和2年度 佐々町国民健康保険特別会計予算 —

議長（川副 善敬 君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第3、議案第25号 令和2年度佐々町国民健康保険特別会計予算を議題とします。

1 ページから22ページまで、第1表、歳入歳出予算から主なものを説明してください。

執行の説明を求めます。

保険環境課長。

保険環境課長（安達 伸男 君）

それでは、1 ページを御覧ください。

第1表歳入歳出予算。歳入。

1 款国民健康保険税、金額2億3,688万6,000円、1 項国民健康保険税、同額でございます。

2 款使用料及び手数料、22万円、1 項手数料、同額でございます。

3 款国庫支出金、149万1,000円、1 項国庫補助金、同額でございます。

4 款県支出金、10億6,129万7,000円、1 項県補助金、同額でございます。

5 款財産収入、1 万5,000円、1 項財産運用収入、同額でございます。

6 款繰入金、1 億3,886万1,000円、1 項他会計繰入金、同額でございます。

7 款繰越金、1,000円、1 項繰越金、同額でございます。

8 款諸収入、30万1,000円、1 項延滞金、加算金及び過料、2,000円、2 項預金利子、1,000円、3 項雑入、29万8,000円。

歳入合計、14億3,907万2,000円。

次のページ、2 ページを御覧ください。

歳出。1 款総務費、974万9,000円、1 項総務管理費、697万円、2 項徴税費、263万7,000円、3 項運営協議会費、14万2,000円。

2 款保険給付費、10億2,391万6,000円、1 項療養諸費、8億8,430万5,000円、2 項高額療養費、1 億3,144万5,000円、3 項移送費、2,000円、4 項出産育児諸費、756万4,000円、5 項葬祭諸費、60万円。

3 款国民健康保険事業費納付金、3 億7,856万7,000円、1 項医療給付費分、2 億8,038万9,000円、2 項後期高齢者支援金等分、6,770万6,000円、3 項介護納付金分、3,047万2,000円。

4 款保健事業費、2,125万7,000円、1 項保健事業費、同額でございます。

5 款基金積立金、1 万6,000円、1 項基金積立金、同額でございます。

6 款公債費、3 万4,000円、1 項公債費、同額でございます。

7 款諸支出金、112万2,000円、1 項償還金及び還付加算金、同額でございます。

8 款予備費、441万1,000円、1 項予備費、同額でございます。

歳出合計、14億3,907万2,000円でございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

議長（川副 善敬 君）

これから質疑を行います。

どうぞ。

（「なし。」の声あり）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

3 番。

3 番（永田 勝美 君）

令和2年度国民健康保険特別会計に対する反対討論を行います。

反対の理由は、この間、国保の制度の制度的問題点として指摘をしてきました。いわゆる保険税賦課にかかる均等割課税、これは是正をこの間ずっと求めてまいりましたが、全く検討がされない、そのことが一つであります。御承知のように、保険料を比較すると、多くの町民が加入する協会けんぽや、組合健保、共済健保、こういったものですね被用者保険と比較して、1.4倍から2.6倍、国保税、非常に高いという状況がございます。その要因の一つが世帯割、均等割という他の保険にはない課税の制度がつくられている構造的欠陥、ここにあるというふうに考えます。

とりわけ均等割は、生まれたばかりの赤ちゃんにも課税される過酷な制度となっています。全国では課税を免除する市町村が増えており、佐々町でも実現を求めてきましたが、明確かつ合理的な説明もなく、予算には全く反映されていません。仮に3人目の子どもさんへの課税を免除するということになると年間180万円程度という予算で可能と言われていますが、この要望さえ実現できない状況です。

一方で、国保財政は年々悪化をしています。その最大の要因は県単位化されたもとで、納付金が県に対する一方的に決められた納付金が重くのしかかっており、数年後には、今の国保税をさらに引き上げざるを得ない。次年度は引上げを余儀なくされるという検討ではないか、現状ではないかと思います。一般会計から繰入れができないとなれば、保険税の引上げに行くしかない。この県単位化の問題点について、前年の討論の中でも指摘をしてきましたけれども、保険者である、一方の保険者である県に対して、納得のいく対応を求めていく必要がある。さらに、こうした制度をつくった国に対しても要望を行っていくべきものと考えます。

そういう点で、大変今の佐々町の国保の保険者としての機能が果たされていない。そうしたものを反映した今回の予算には、残念ながら賛成することができないということを述べて反対討論といたします。

以上です。

議長（川副 善敬 君）

ほかに。

2 番。

2 番（浜野 亘 君）

賛成の討論をいたします。

今、議員がおっしゃったように、各自治体でこの制度をするとやっていけない制度になってしまう可能性があって都道府県化という制度に切り替わったわけがございます。佐々町ではですね、今まで一般財源を繰り入れるという形は難色を示してこられました経緯がございます。全国には多々ございますけども、佐々町の方針として、今まで繰り入れることはできない。これはほかの自治体との兼ね合いがあって、そういうふうに言われてきたんだと思います。ほかの保険制度からすると、まさしく均等割というのはございませんので、保険料高いというイメ

ージですけども、御負担をいただかないと制度が成り行かない。そういうことです。3人目を無料にするということも、私も金額は大した金額じゃないのでいいのかなと思いつつも、一般会計のほうでは、子ども手当、それから佐々町にあっては、3人目、7万円のお祝い金とか出しておりますので、その辺で検討を重ねないといけない状況だというふうに思います。

この予算が通らないと支払いができない状況になりますので、賛成といたします。

議長（川副 善敬 君）

これで討論を終わります。

これから採決を行います。この採決は起立によって行います。議案第25号 令和2年度佐々町国民健康保険特別会計予算は原案のとおり可決することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立）

起立多数です。したがって、本案は可決されました。

— 日程第4 議案第26号 令和2年度 佐々町介護保険特別会計予算 —

議長（川副 善敬 君）

日程第4、議案第26号 令和2年度佐々町介護保険特別会計予算を議題とします。

執行の説明を求めます。

住民福祉課長。

住民福祉課長（今道 晋次 君）

それでは、1枚めくっていただきまして、1ページになります。

第1表歳入歳出予算（保険事業勘定）。歳入。

1 款保険料、金額2億3,980万2,000円、1 項介護保険料、金額、同額でございます。

2 款使用料及び手数料、金額51万4,000円、1 項手数料、金額、同額です。

3 款国庫支出金、金額2億8,892万6,000円、1 項国庫負担金、2億1,136万2,000円、2 項国庫補助金、金額7,756万4,000円。

4 款支払基金交付金、金額3億2,432万5,000円、1 項支払基金交付金、金額、同額でございます。

5 款県支出金、金額1億7,883万3,000円、1 項県負担金、金額1億7,168万8,000円、2 項県補助金、金額714万5,000円。

6 款繰入金、金額2億1,866万9,000円、1 項一般会計繰入金、1億8,974万9,000円、2 項基金繰入金、金額2,200万円、3 項他会計繰入金、692万円。

7 款繰越金、金額2,000円、1 項繰越金、金額、同額でございます。

8 款諸収入、金額3万4,000円、1 項延滞金、加算金及び過料2,000円、2 項預金利子、金額1,000円、3 項雑入、金額3万1,000円。

9 款財産収入、金額1万4,000円、1 項財産運用収入、金額、同額でございます。

次のページ、歳出になります。

すいません、歳入合計、12億5,111万9,000円。

次のページ、歳出でございます。

1 款総務費、金額1,754万円、1 項総務管理費、金額494万5,000円、2 項徴収費、金額77万8,000円、3 項介護認定審査会費、金額1,181万7,000円。

2 款保険給付費、金額11億7,861万4,000円、1 項介護サービス等諸費、金額10億6,879万1,000

円、2項介護予防サービス等諸費、金額2,725万9,000円、3項その他諸費、金額88万1,000円、4項高額介護サービス等費、金額2,713万2,000円、5項高額医療合算介護サービス等費、金額349万1,000円、6項特定入所者介護サービス等費、金額5,106万円。

3款財政安定化基金拠出費、金額1,000円、1項財政安定化基金拠出金、1,000円。

4款基金積立金、金額1万6,000円、1項基金積立金、金額、同額でございます。

5款地域支援事業費、金額5,243万6,000円、1項介護予防・生活支援サービス事業費、金額1,318万6,000円、2項一般介護予防事業費、金額1,677万1,000円、3項包括的支援事業・任意事業費、金額2,246万2,000円、4項その他諸費、金額1万7,000円。

6款公債費、金額8万4,000円、1項公債費、金額8万4,000円。

7款諸支出金、金額15万1,000円、1項償還金及び還付加算金、金額、同額でございます。

8款予備費、金額227万7,000円、1項予備費、同額でございます。

歳出合計、12億5,111万9,000円。

ページをめくっていただきまして、第1表歳入歳出予算（サービス事業勘定）でございます。歳入。

1款サービス収入、金額254万8,000円、1項予防給付費収入、金額、同額でございます。

2款繰入金、金額45万4,000円、1項一般会計繰入金、同額でございます。

3款繰越金、金額1,000円、1項繰越金、金額、同額でございます。

歳入合計300万3,000円。

歳出でございます。

1款事業費、金額294万1,000円、1項包括的支援事業費、金額、同額でございます。

2款予備費、金額6万2,000円、1項予備費、金額、同額でございます。

歳出合計、金額300万3,000円。

続いて、4ページになります。

第2表債務負担行為（保険事業勘定）。

事項、公用車リース料。期間、令和3年度から令和9年度まで、限度額、244万2,000円。

事項、公用車リース料（包括的支援事業用）。期間、令和3年度から令和9年度まで、限度額、244万2,000円でございます。

今回、公用車の購入を予定しておりますけれども、2台の予定をしております。それぞれ2003年式で18年経過、2004年式で17年経過ということで、今回リースでの購入を予定しているところでございます。

以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

議 長（川副 善敬 君）

これから質疑を行います。

（「なし。」の声あり）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「なし。」の声あり）

これで討論を終わります。

これから採決を行います。議案第26号 令和2年度佐々町介護保険特別会計予算は原案のとおり可決することに異議ありませんか。

（「異議なし。」の声あり）

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決しました。
本日はこれで散会いたします。お疲れ様でした。

（15時36分 散会）